

旬刊

福利厚生

2019
September

9

上旬号

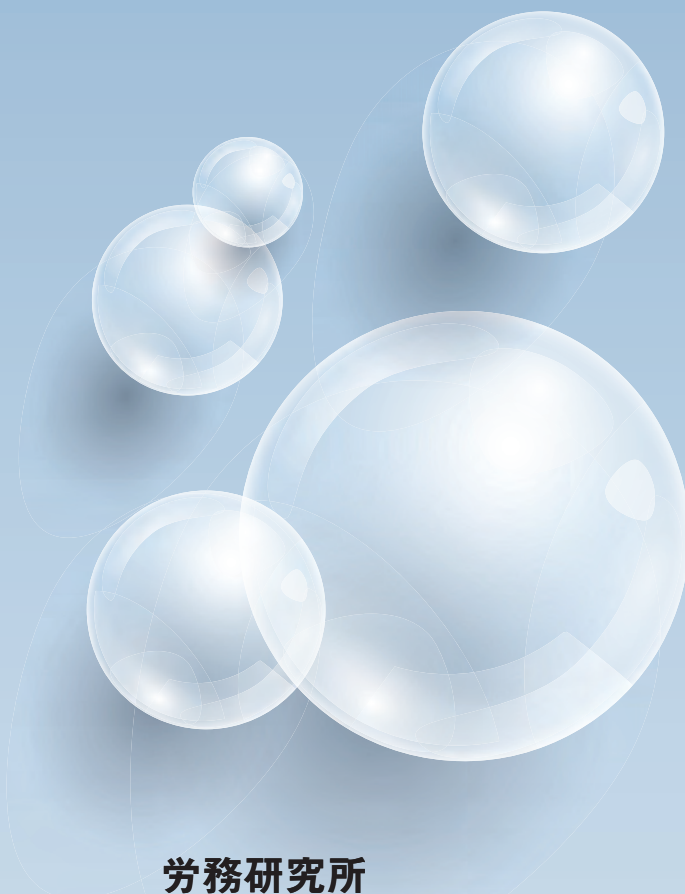
No.2279

ISSN1343-568X

特集 2019年版 共済会・会社の給付・貸付と共済会の福祉事業(2) 死亡給付金と遺族遺児育英年金

連載 探訪！我が社の保育園(進化する企業内保育事業)(5)
住友化学株式会社「すみかキッズとうきょう」

連載 福利厚生制度の設計から規程整備まで(9) 可児俊信
私傷病休業補償への支援



労務研究所

特集

2019年版 共済会・会社の給付・貸付と共済会の福祉事業(2)

死亡給付金と遺族遺児育英年金

調査結果のあらまし	5
4 本人・家族死亡給付金の実施率と給付額	6
5 団体定期生命保険の実施率と給付額	13
6 遺族遺児育英年金の実施率と年金月額	15
別表4 本人・家族死亡給付金	16
別表5 団体定期生命保険	30
別表6 遺族遺児育英年金	32

離職

厚労省 雇用動向調査 2018年

結婚、出産・育児、介護・看護の離職者数は約31.9万人	43
-----------------------------	----

医療費

2017年度 厚労省

組合健保の医療費と給付費、附加給付費	44
--------------------	----

安全衛生

厚労省 労働安全衛生に関する調査 2018年

メンタルと受動喫煙、治療との両立	45
------------------	----

生活満足度

国民生活に関する世論調査 2019年 内閣府

雇用者はどの生活面に満足しているか	52
-------------------	----

社会保障費用

2017年度の社会保障費用（国立社人研）	56
----------------------	----

住宅地価格

日本不動産研究所調べ 2019年3月末現在

住宅地価格と木造建築費の指数	57
----------------	----

住宅価格

住宅金融支援機構

フラット35 利用者の平均像（2018年度）	58
------------------------	----

連載 第5回

探訪！我が社の保育園（進化する企業内保育事業）

住友化学株式会社「すみかキッズとうきょう」 ～揺るぎない方針と充実の施設を土台に取り組む新しい課題～	41
---	----

連載 第9回

福利厚生制度の設計から規程整備まで

私傷病休業補償への支援	61
-------------	----

可児俊信

物価指数

消費者物価指数（全国7月分、都区部8月分）	59
-----------------------	----

指標

福利厚生関連指標（9月分）	38
---------------	----

アラカルト

福利厚生アラカルト（8月下旬分）	40
------------------	----

共済会・会社の給付・貸付と共済会の福祉事業 (2)

死亡給付金と遺族遺児育英年金

— 本人死亡の給付額は団保込みで共済会103万円、会社171万円 —

調査結果のあらまし

本人死亡給付金 給付3タイプ（一律制・勤続制・職階制）の平均は別図表3のようになった。給付額は、共済会が103万円、会社が171万円だった。団保を除いた平均は、共済会68万円、会社89万円だった。

家族死亡給付金 給付額は別図表4のようになった。共済会の給付額は、配偶者13.6万円、子ども6.3万円、父母3.9万円、祖父母、孫、兄弟姉妹は1万円台、配偶者父母2.5万円だった。いずれの場合も共済会給付が会社給付を上回った。

団保給付額 共済会是一律制が324万円、勤続制は事例なし、職階制が200万円、会社は一律制が459万円、勤続制が勤続20年で225万円、職階制の一般職が508万円だった。

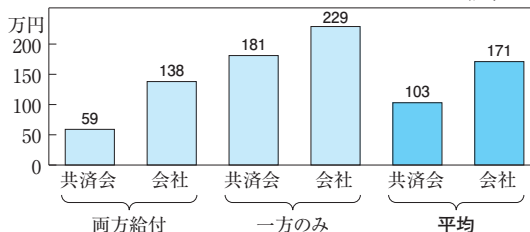
遺族遺児育英年金 給付額は、修学課程に応じて給付する育英型で共済会が小学校1.9万円、中学校2.2万円、高校2.7万円だった。会社は小学校2.2万円、中学校2.4万円、高校3.6万円だった。世帯型の給付額は、配偶者と子ども2人の場合で、共済会8.8万円、会社7.2万円だった。

遺族遺児育英年金が遺族の生活にどの程度の支援になっているかをみると別図表5のようになった。夫婦のみまたは夫婦と子どものみの勤労者世帯の実収入は58.2万円（A）だが、母親と18歳未満の子どものみの勤労者世帯の実収入（26.6万円）に共済会の世帯型の遺族遺児育英年金8.8万円を加えた合計は35.4万円になり、39.1%下回った。一方、本人の死亡によって遺族の実支出が仮に67%になったとすれば実支出は29.0万円（B）になる。

母親と18歳未満の子のみ勤労者世帯の実支出に遺族遺児育英年金を加えた額33.0万円（C）を比

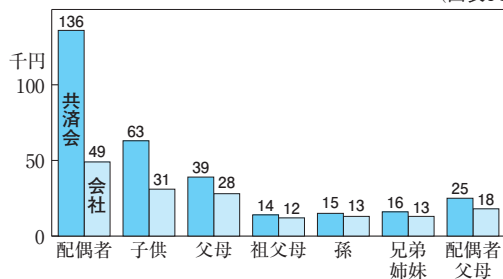
別図表3 本人死亡給付金の給付額

(図表4-4)

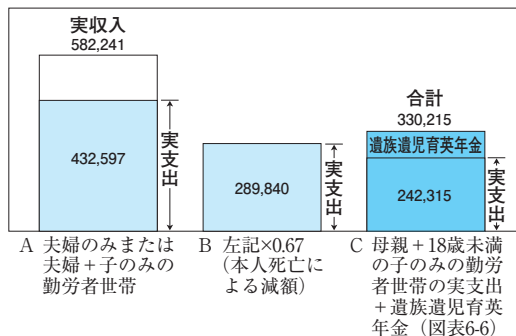


別図表4 家族死亡給付金の給付額

(図表4-16)



別図表5 遺族遺児育英年金の効果



注 総務省「家計調査」(18年平均)より作成

べると (C) が (B) を4.0万円上回るほか、(A)の実支出に対する割合は76.3%となり、遺族遺児育英年金が遺族の生活支援に役立っていることがわかる。

4 本人・家族死亡給付金の実施率と給付額

本人死亡給付金

共済会103万円，会社171万円

実施率 本人死亡給付金の実施率は図表4-1、図表4-2のとおり、共済会91%、会社73%となっており、共済会・会社両方給付は59%だった。

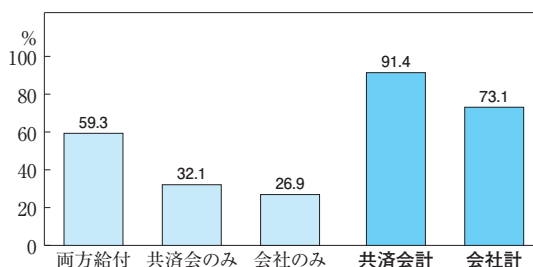
実施率の推移は図表4-3のとおりになった。共済会は90%前後の横ばいだった。会社は07年の64%が73%になった。

図表4-1 本人死亡給付金の実施率 (%)

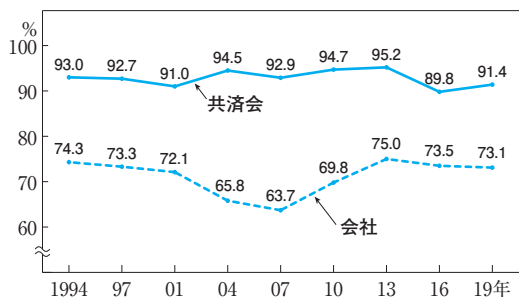
区 分	両方給付 ①	共済会 のみ②	会社のみ ③	共済会計 ①・②	会社計 ①・③
全産業	59.3	32.1	26.9	91.4	73.1
製造業	59.6	31.9	27.9	91.5	73.8
非製造業	58.8	32.4	25.6	91.2	72.1

注1 ①、②、①・②の分母は調査対象共済会数
2 ③、①・③の分母は調査対象企業数

図表4-2 本人死亡給付金の実施率



図表4-3 本人死亡給付金の実施率は共済会で90%前後



共済会・会社両方給付の実施率は16年の57%より2.5ポイント増加した。

給付額 本人死亡給付金には、儀礼的な香典のほか、遺族の生活支援を目的に団体定期生命保険（団保）などを利用した高額な給付および両者の中間型の3種がある。しかし、それぞれの境界線は必ずしも明確ではない。このため、給付額の集計は、3種を区別せずに行なった。団保を除いた給付額は8頁の別図を、団保のみの給付額は13頁の図表5-4を参照されたい。

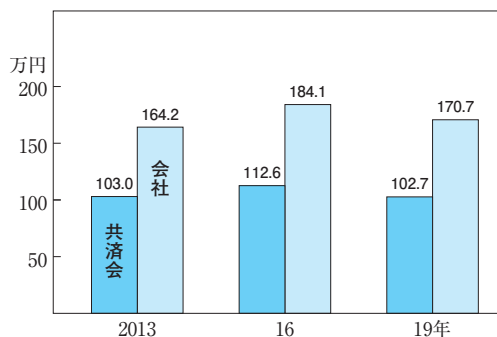
給付のタイプには、一律制、勤続制、職階制がある。3形態を平均した結果は図表4-4のとおり、共済会103万円（最高1,505万円，最低2万円），会

図表4-4 本人死亡給付金の給付額（一律制・勤続制・職階制の平均） (万円)

区 分	両方とも給付		一方のみ給付		共済会 平均 ①・③	会社 平均 ②・④
	共済会 ①	会社 ②	共済会 ③	会社 ④		
全産業	58.9	137.9	180.7	228.9	102.7	170.7
製造業	70.6	107.5	152.8	175.1	100.5	133.1
非製造業	42.5	180.4	221.2	320.3	105.9	227.0

注 勤続制は勤続20年，職階制は一般職者を集計，団体定期生命保険等からの給付を含む

図表4-5 本人死亡給付金の給付額は共済会で103万円に



図表4-6 本人死亡給付金の給付額（一律制） (万円)

区 分	両方とも給付		一方のみ給付		共済会 平均 ①・③	会社 平均 ②・④
	共済会 ①	会社 ②	共済会 ③	会社 ④		
全産業	61.1	90.2	189.1	194.1	115.3	128.7
製造業	74.0	106.8	159.7	187.9	109.7	139.3
非製造業	40.2	63.3	233.3	208.3	124.1	109.1

注1 一律制とは、同額を全員に給付するものをいう。ただし、一律制には勤続20年以上一律給付を含む
2 両方とも給付の場合、一方が一律制でも他方がここでいう一律制に該当しなければ勤続制（図表4-7）または職階制（図表4-8）に区分した
3 団体定期生命保険等からの給付を含む

社171万円（最高1,263万円, 最低3万円）だったが、分散が著しかった（勤続制は勤続20年を、職階制は一般職を集計）。

給付額は図表4-5のとおり、共済会、会社とも16年よりダウンした。

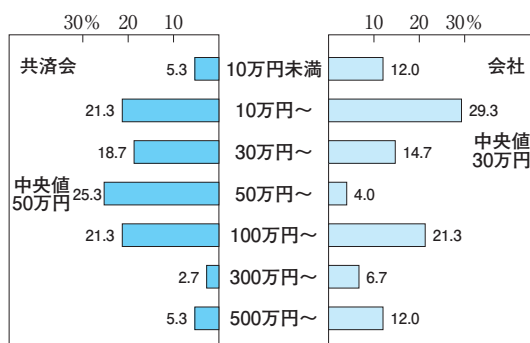
給付タイプ別にみると、一律制は図表4-6のとおり、共済会115万円、会社129万円、勤続制は図表4-7のとおり、勤続20年の場合で共済会49万円、会社273万円、職階制は図表4-8のとおり、一般職の場合で共済会56万円、会社282万円だった。

3種の給付タイプの給付額を並べてみると図表4-9のとおり、金額には大きな開きがある。共済

図表4-10 本人死亡給付金の給付額（表2-2）の分布（%）

区 分	両方給付 ①	共済会 のみ②	会社のみ ③	共済会計 ①・②	会社計 ①・③
10万円未満	—	3.7	7.4	5.3	12.0
10万円～	10.4	7.4	29.6	21.3	29.3
30 ～	16.7	14.8	18.5	18.7	14.7
50 ～	16.7	22.2	3.7	25.3	4.0
100 ～	37.5	33.3	18.5	21.3	21.3
300 ～	6.3	7.4	7.4	2.7	6.7
500 ～	12.5	11.1	14.8	5.3	12.0

図表4-11 本人死亡給付金の給付額は共済会では分散傾向



会では一律制が最も高額だった。会社では一律制では共済会を下回ったが、勤続制と職階制では給付額の高さが目立った。職階制（課長）の会社給付額は共済会給付額の8倍だった。

本人死亡給付金の給付額には3種のタイプが混在しているため、図表4-10、図表4-11のとおり、給付額は著しく分散している。最も多くの給付額が集中したのは、共済会では50万円以上100万円未満の25%、会社は10万円以上30万円未満の29%だった。給付額の中央値は、共済会が50万円、会社は30万円だった。

参考までに、本人死亡給付金から団保分を差し引いて平均してみると次頁の別図のようになった。共済会は68万円、会社は89万円だった。給付額の水準は、団保を含むか否かによって著しく異なる。特に、会社給付の中には団保による高額給付が多く含まれているため、団保を除いた給付額と団保を含めた給付額との間には1.9倍の差があった。

本人死亡給付金の水準をみるときは、儀礼的な給付であれば図表4-11の中央値を、中間型であれば図表4-4の平均値を、生活支援的な給付であれば後にみる図表5-4の団保のみの平均が目安になると思われる。

図表4-7 本人死亡給付金の給付額（勤続制）（万円）

区 分	両方とも給付		一方のみ給付		共済会 平均 ①・③	会社 平均 ②・④
	共済会 ①	会社 ②	共済会 ③	会社 ④		
勤続10年	39.5	291.3	40.0	143.3	39.6	227.9
20年	48.3	405.0	50.0	141.5	48.6	273.3
30年	48.3	417.5	50.0	162.5	48.6	290.0

注1 勤続制とは、勤続年数によって給付額を決めるものをいう。ただし、両方とも給付の場合、一方がここでいう勤続制に該当し、他方が一律制に該当している場合には、一律制の給付額を各勤続年数に均等配分した

2 賃金（基準内、標準報酬等）を基礎とする報酬比例制は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」（18年）の全産業平均（33万1,200円・500人以上）で給付額を算出した（図表4-8も同じ）

3 団体定期生命保険等からの給付を含む

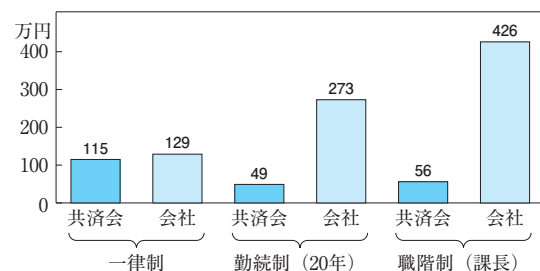
図表4-8 本人死亡給付金の給付額（職階制）（万円）

区 分	両方とも給付		一方のみ給付		共済会 平均 ①・③	会社 平均 ②・④
	共済会 ①	会社 ②	共済会 ③	会社 ④		
一般	55.7	193.3	—	577.7	55.7	282.0
係長	55.7	239.6	—	579.3	55.7	318.0
課長	55.7	298.2	—	850.0	55.7	425.5

注1 職階制とは、職階によって給付額を決めるものをいう。ただし、両方とも給付の場合、一方がここでいう職階制に該当し、他方が一律制に該当している場合には、一律制の給付額を各職階に均等配分した

2 団体定期生命保険等からの給付を含む

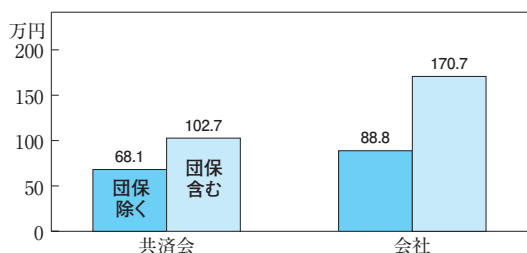
図表4-9 本人死亡給付金の給付額（タイプ別）



団保を除いた本人死亡給付金の給付額

図表4-4の本人死亡給付金の給付額から明らかに団体定期生命保険（団保）などからの給付額だと判断できるものを差し引いた給付額は、右図のとおり、一律給付および勤続20年者への給付そして一般職者への給付を総平均した場合で、共済会が68万円、会社が89万円だった。団保を含んだ給付額に比べると、共済会は35万円少なく、会社は82万円少ない。

別図 団保を除いた本人死亡給付金の給付額



配偶者死亡給付金

共済会から13.6万円給付

実施率 配偶者死亡給付金の実施率は図表4-12、4-13のとおり、共済会86%、会社60%、共済会・会社両方給付が37%だった。実施率の推移は図表4-14のとおりだった。

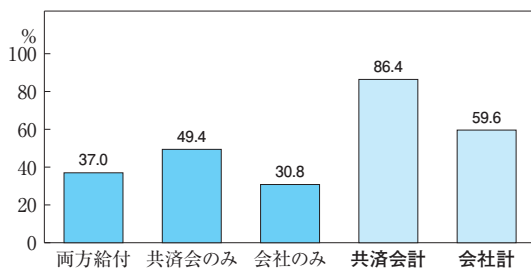
給付額 一律制・勤続制・職階制の3タイプを

図表4-12 配偶者死亡給付金の実施率 (%)

区 分	両方給付 ①	共済会 のみ②	会社のみ ③	共済会計 ①・②	会社計 ①・③
全産業	37.0	49.4	30.8	86.4	59.6
製造業	36.2	53.2	31.1	89.4	59.0
非製造業	38.2	44.1	30.2	82.4	60.5

注1 ①、②、①・②の分母は調査対象共済会数
2 ③、①・③の分母は調査対象企業数

図表4-13 配偶者死亡給付金の実施率



図表4-16

配偶者死亡給付金の給付額 (一律制・勤続制・職階制の平均)

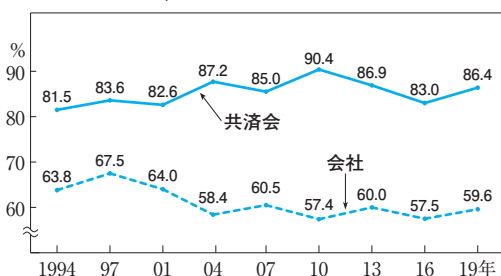
(円)

区 分	両 方 と も 給 付		一 方 の み 給 付		共済会平均 ①・③	会社平均 ②・④
	共済会 ①	会 社 ②	共済会 ①	会 社 ②		
全産業	100,000	46,800	163,000	51,600	136,000	49,300
製造業	121,800	44,700	167,600	51,100	149,000	48,100
非製造業	71,500	49,600	155,300	52,300	116,400	51,000

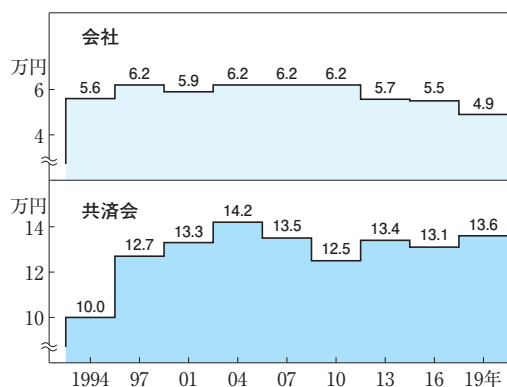
注1 図表4-13～4-15の平均、勤続制は勤続20年を、職階制は一般職を集計、したがって、本表の水準は40歳前後の従業員の配偶者が死亡したときの平均的な給付額を示している
2 団体定期生命保険等からの給付額を除く

平均した給付額は図表4-15、4-16のとおり、共済会13.6万円、会社4.9万円だった（勤続制は勤続10年以上を、職階制は一般職を集計）。最高額は、

図表4-14 配偶者死亡給付金の実施率は共済会は86%、会社は60%に



図表4-15 配偶者死亡給付金の給付額は横ばい



図表4-17

配偶者死亡給付金の給付額（一律制）

(円)

区 分	両 方 と も 給 付		一 方 の み 給 付		共済会平均 ①・③	会社平均 ②・④
	共済会 ①	会 社 ②	共済会 ①	会 社 ②		
全産業	102,900	49,100	165,500	52,800	139,700	50,800
製造業	125,000	47,500	171,600	52,500	153,400	50,000
非製造業	73,300	51,300	155,300	53,300	118,900	52,100

注 図表4-6の注1参照、両方とも給付の場合、一方が一律制でも他方がここでいう一律制に該当しなければ勤続制（図表4-18）または職階制（図表4-19）に区分した、団体定期生命保険等からの給付額を除く

図表4-18

配偶者死亡給付金の給付額（勤続制）

(円)

区 分	両 方 と も 給 付		一 方 の み 給 付		共済会平均 ①・③	会社平均 ②・④
	共済会 ①	会 社 ②	共済会 ①	会 社 ②		
勤続 5年未満	—	—	—	30,000	—	30,000
5年以上	—	—	—	50,000	—	50,000
10年以上	—	—	—	50,000	—	50,000

注 図表4-7の注1参照、団体定期生命保険等からの給付額を除く

図表4-19

配偶者死亡給付金の給付額（職階制）

(円)

区 分	両 方 と も 給 付		一 方 の み 給 付		共済会平均 ①・③	会社平均 ②・④
	共済会 ①	会 社 ②	共済会 ①	会 社 ②		
一 般	40,000	30,000	—	54,000	40,000	50,000
係 長	50,000	40,000	—	79,000	50,000	65,000
課 長	50,000	40,000	—	123,600	50,000	99,700

注 図表4-8の注1参照、団体定期生命保険等からの給付額を除く

共済会50万円、会社15万円、中央値は図表4-20のとおり、共済会10万円、会社5万円だった。

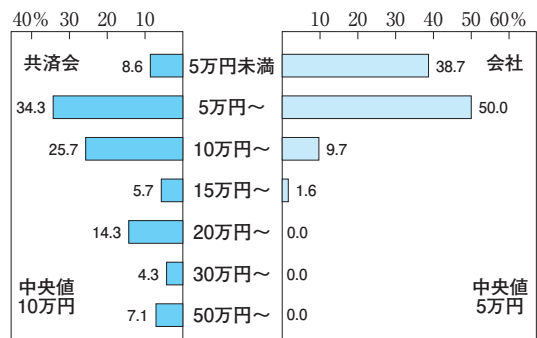
給付額をタイプ別にみると、図表4-17～4-19のとおり、一律制は共済会14.0万円、会社5.1万円、勤続制は勤続10年以上の場合で共済会は事例なし、会社は5.0万円、職階制は一般職の場合で共済会4.0万円、会社5.0万円だった。一律制は共済会が、職階制は会社が上回った。

給付タイプの採用率は、一律制が圧倒的に多く、勤続制や職階制は一部にとどまった。

なお、職階制の共済会給付額は、一般職、係長、課長も同額だった。これは、共済会・会社両方から給付がある場合、会社給付が職階制を採用しているケースでも、共済会給付が一律給付となっていれば、共済会給付額を会社給付のそれぞれの区分に配分して集計したことによる（逆の場合も同じ方法による）。今回の集計においては会社給付に関しても勤続制、職階制による各区分の給付額の差はいずれも結果的に同額だった。

配偶者死亡給付金の分布は図表4-20のとおり

図表4-20 配偶者死亡給付金の給付額は共済会、会社とも5万円以上10万円未満が最多集中帯



注 一律制・勤続制・職階制の平均、表2-8の脚注参照

だった。共済会は5万円以上10万円未満に34%、10万円以上15万円未満に26%が集中、会社では5万円以上10万円未満に50%が集中した。共済会には30万円以上を給付するケースが11%あったが、会社には30万円以上を給付するケースは皆無だった。次にみる配偶者以外の家族死亡給付金と同じく、共済会、会社とも、給付金の水準は儀礼の範囲にとどまっていた。

子ども、父母等死亡給付金の実施率

8割が子ども、父母に給付

配偶者以外の家族死亡給付金の実施率は図表4-21のとおり、子ども、父母が共済会で8割台、会社で6割近かった。共済会では、配偶者父母にも6割超が給付していた。

実施率の推移は図表4-23～4-27のとおりで、子ども死亡給付金は共済会では長期間8割台を続け、会社も6割前後で推移している。

父母死亡給付金は共済会では8割台で推移しており、会社は01年までは70%前後だったが、04年以降は6割前後に低下した。

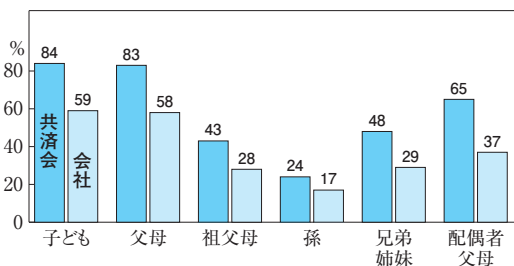
祖父母死亡給付金は共済会では50%前後で推移していたが16年は42%に低下、会社では04年以降は20%台に低下した。

図表4-21 子ども、父母等死亡給付金の実施率 (%)

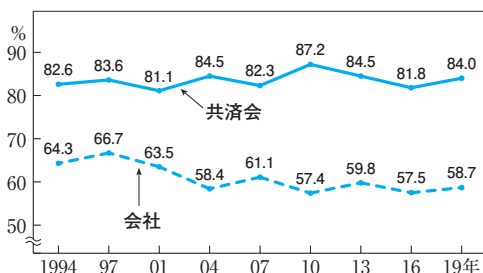
区 分	両方給付 ①	共済会 のみ②	会社のみ ③	共済会計 ①・②	会社計 ①・③
子ども	34.6	49.4	31.7	84.0	58.7
父母	32.1	50.6	32.7	82.7	57.7
祖父母	11.1	32.1	19.2	43.2	27.9
孫	3.7	19.8	14.4	23.5	17.3
兄弟姉妹	13.6	34.6	18.3	48.1	28.8
配偶者父母	21.0	44.4	20.2	65.4	36.5

注1 ①、②、①・②の分母は調査対象共済会数
2 ③、①・③の分母は調査対象企業数

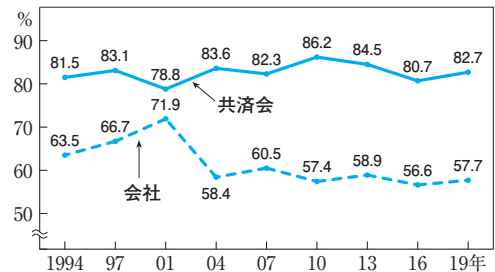
図表4-22 子ども、父母等死亡給付金の実施率



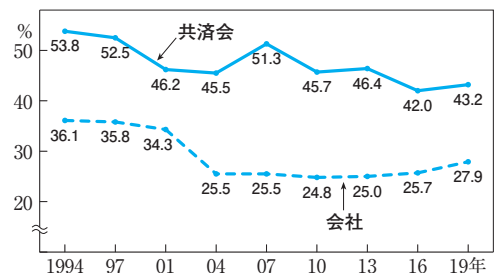
図表4-23 子ども死亡給付金の実施率は共済会で84%、会社は59%



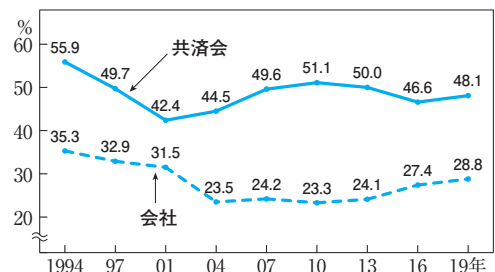
図表4-24 父母死亡給付金の実施率は共済会83%、会社58%



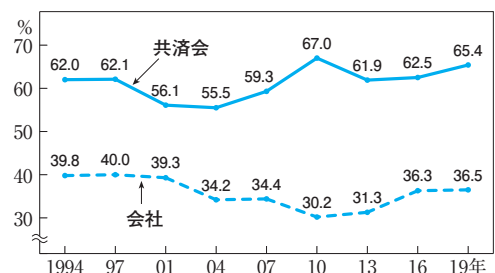
図表4-25 祖父母死亡給付金の実施率は共済会で低下



図表4-26 兄弟姉妹死亡給付金の実施率は共済会で48%、会社で29%



図表4-27 配偶者父母死亡給付金の実施率は共済会で65%、会社で37%



兄弟姉妹死亡給付金は共済会では40～50%台で推移、会社では01年までは30%台だったが、04年以降は20%台に下がった。

配偶者父母死亡給付金は共済会では概ね60%台で推移しているが、会社では01年までは40%前後だったが、04年からは30%台に低下した。

子ども死亡給付金

共済会より6.3万円給付

子ども死亡給付金の給付額は図表4-28のとおり、共済会6.3万円、会社3.1万円だった。

共済会と会社の給付額を比べると、共済会が会社を2倍以上回った。

給付額の推移は図表4-29のとおり、共済会では6万円を超える水準を維持した。会社では3万円前後が続いている。会社の給付額に対する共済会の給付額の倍率は2倍超に拡大した。

給付額の分布は図表4-30のとおり、共済会では5万円以上10万円未満が29%で最も多く、次いで10万円超、3万円以上5万円未満がそれぞれ24%だった。会社では3万円台に30%が集中した。

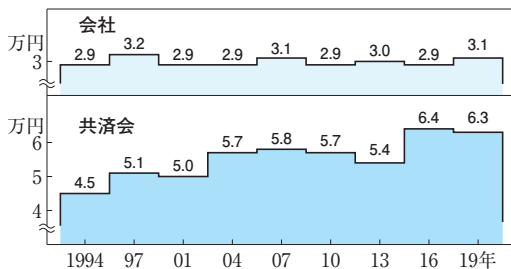
中央値は、共済会では5万円、会社では3万円だった。

図表4-28 子ども死亡給付金の給付額

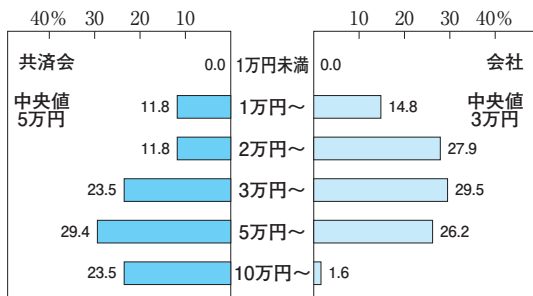
(円)

区 分	両方とも給付		一方のみ給付		共済会 平均 ①・③	会社 平均 ②・④
	共済会 ①	会社 ②	共済会 ③	会社 ④		
全産業	39,100	27,100	79,700	34,700	63,000	31,200
製造業	46,900	25,000	88,100	32,300	71,600	29,000
非製造業	28,800	30,000	67,200	38,500	50,700	34,400

図表4-29 子ども死亡給付金の給付額は共済会では6.3万円に、会社は横ばい



図表4-30 子ども死亡給付金の給付額は共済会では5万円以上10万円未満に29%が集中



父母死亡給付金

共済会より3.9万円を給付

父母死亡給付金の給付額は図表4-31のとおり、共済会3.9万円、会社2.8万円だった。

給付額の推移は図表4-32のとおり、共済会では13年は4.7万円に上昇したが、16年以降は3.8万～3.9万円に下がった。会社では3万円前後で推移している。共済会と会社の給付額差は1万円前後で推移している。

給付額の分布は図表4-33のとおり、共済会では3万円以上5万円未満が32%、5万円以上10万円未満が27%だった。この両ランクで59%を占めた。会社では2万円台が38%、3万円以上5万円未満が33%だった。この両ランクで72%にのぼった。

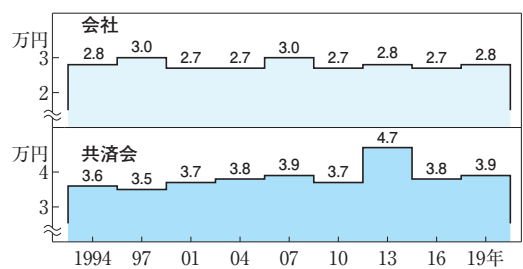
中央値は共済会、会社とも16年と同額で、それぞれ3万円、2万円だった。

図表4-31 父母死亡給付金の給付額

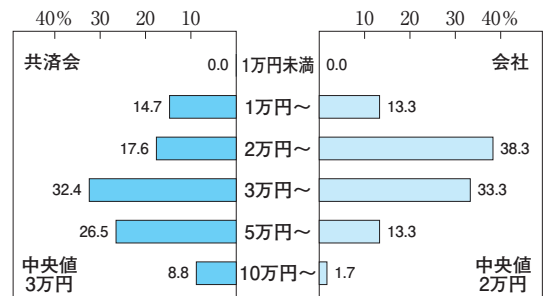
(円)

区 分	両方とも給付		一方のみ給付		共済会 平均 ①・③	会社 平均 ②・④
	共済会 ①	会社 ②	共済会 ③	会社 ④		
全産業	32,500	24,200	43,600	30,800	39,300	27,900
製造業	39,300	22,700	43,800	28,700	42,100	26,100
非製造業	23,200	26,400	43,400	33,600	35,200	30,400

図表4-32 父母死亡給付金の給付額は共済会、会社とも横ばい



図表4-33 父母死亡給付金の給付額は共済会では3万円以上5万円未満が32%で最多



その他家族の死亡給付金

配偶者父母は共済会2.5万円

給付額の特徴 その他の家族（祖父母、孫、兄弟姉妹、配偶者父母）の死亡給付金は、配偶者父母を除き1万円台で推移している。

祖父母、孫、兄弟姉妹、配偶者父母の死亡給付金額を比べてみると、配偶者父母を除きほとんど平均化している。配偶者父母の死亡給付金は、本人の父母死亡給付金に対し、共済会、会社とも60%台の水準だった。

配偶者父母死亡給付金は、祖父母、孫、兄弟姉妹への給付額が概ね1万円前後であるのに対し、2万円台であり、本人父母死亡給付金に準じた扱いがなされている。

しかし、配偶者父母死亡給付金を含め、給付額は緩やかな上昇傾向がみられるものの、配偶者父母以外の家族は1万円台、配偶者父母は2万円前後の水準で推移している。

祖父母死亡給付金 図表4-34のとおり、共済会1.4万円、会社1.2万円だった。両方給付は共済会、会社の合計で2.6万円だった。

94年以降の動きをみると、会社給付額は13年が最も高く、共済会の給付額が会社の給付額を初めて下回った。

孫死亡給付金 図表4-35のとおり、共済会1.5万円、会社1.3万円だった。両方給付は共済会、会社の合計で3.7万円だった。

94年以降の動きをみると、共済会の給付額はいずれの年でも概ね会社の給付額を上回っている。しかし、給付額水準は各年とも1万円台であり、ほとんど変化がみられなかった。

兄弟姉妹死亡給付金 図表4-36のとおり、共済会1.5万円、会社1.3万円だった。両方給付は共済会、会社の合計で2.8万円だった。

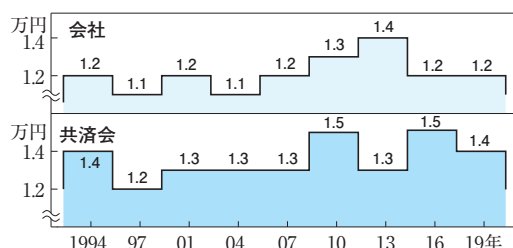
94年以降の動きをみると、いずれの年でも共済会が会社を上回っているが、ともに1万円台が続いている。

配偶者父母死亡給付金 図表4-37のとおり、共済会2.5万円、会社1.8万円だった。両方給付は共済会、会社の合計で3.7万円だった。給付額の分布は、共済会では1万円台が最も多く38%を占めたが、3万円以上5万円未満にも32%が、5万円以上10万円未満にも13%が集中した。2万円台は

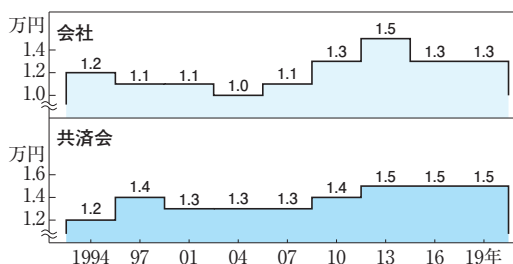
11%、10万円以上は2%だった。会社でも1万円台が最も多く45%を占めた。2万円台は29%、3万円以上5万円未満は13%だった。中央値は、共済会2.4万円、会社1.5万円だった。

給付額の推移は、共済会では94年以降2万円台で推移している。会社では94年以降は2万円前後の水準が続いている。

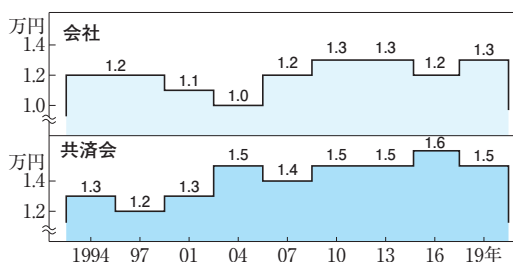
図表4-34 祖父母死亡給付金の給付額は1万円台が水準



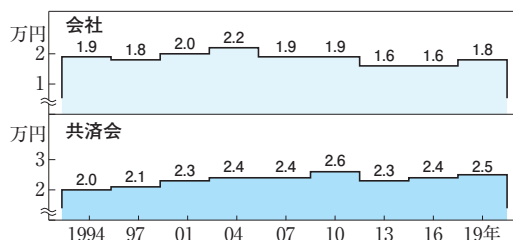
図表4-35 孫死亡給付金の給付額は1万円台が水準



図表4-36 兄弟姉妹死亡給付金の給付額は横ばい



図表4-37 配偶者父母死亡給付金の給付額は共済会、会社とも横ばい



5 団体定期生命保険の実施率と給付額

実施率 団体定期生命保険の実施率は図表5-1のとおり、共済会14%、会社27%だった。図表5-2のとおり、会社が共済会を大幅に上回った。本誌調査では、保険金の使途を共済会会員あるいは従業員の死亡給付金の原資に限ったことにより実施率が低く出たものと思われる。

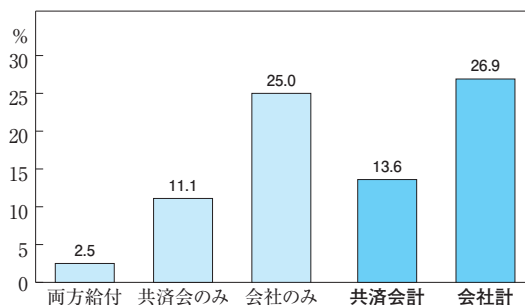
実施率の推移は図表5-3のとおり、共済会は16年に続き19年も10%を超えた。会社は94年の22%が01年にかけて減少していたが、その後は上昇傾向で16年は近年最高の28%だった。

図表5-1 団体定期生命保険の実施率 (%)

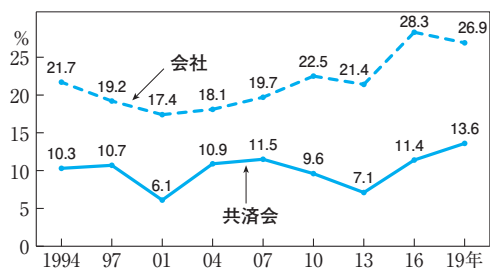
区 分	両方給付 ①	共済会 のみ②	会社のみ ③	共済会計 ①・②	会社計 ①・③
全産業	2.5	11.1	25.0	13.6	26.9
製造業	2.1	10.6	23.0	12.8	24.6
非製造業	2.9	11.8	27.9	14.7	30.2

注1 ①、②、①・②の分母は調査対象共済会数
2 ③、①・③の分母は調査対象企業数

図表5-2 団体定期生命保険の実施率



図表5-3 団体生命保険の実施率は会社優位状態が続く



向で16年は近年最高の28%だった。

給付額 団保を財源とする死亡給付金の給付額は図表5-4のとおり、一律制の場合で、共済会324万円、会社459万円だった。勤続制では勤続20年の場合で、会社225万円だった。共済会では勤続制による給付はなかった。職階制では共済会は職位を問わず200万円だったが、会社では一般508万円、係長650万円、課長952万円だった。

一律制・勤続制（勤続20年）・職階制（一般職）の3タイプを平均した給付額は、共済会313万円、会社474万円だった。

一律制の給付額の推移は図表5-5のとおりで、調査年によるブレが大きい。団保の給付額は共済会、会社とも分散が著しい上に、実施率が低いため、サンプルの若干の入れ替えで平均値が大きく

図表5-4 団体定期生命保険の死亡給付額 (万円)

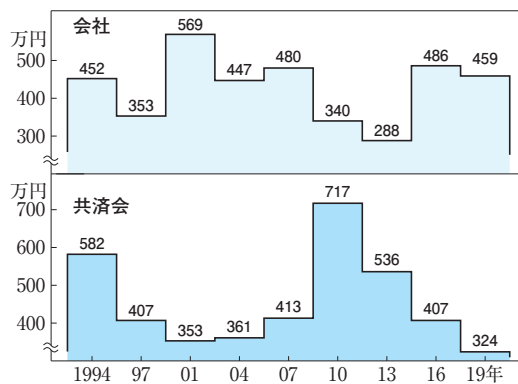
区 分		両方とも給付		一方のみ給付		共済会 平均 ①・③	会社 平均 ②・④
		共済会 ①	会社 ②	共済会 ③	会社 ④		
一律制	全産業	30	50	357	484	324	459
	製造業	30	50	126	643	110	598
	非製造業	－	－	645	100	645	100
勤続制	勤続 5年	－	－	－	115	－	115
	10	－	－	－	175	－	175
	20	－	－	－	225	－	225
職階制	一般	200	600	－	492	200	508
	係長	200	1,000	－	592	200	650
	課長	200	2,100	－	762	200	952

注1 両方とも給付のうち、一方が一律制の場合または一方が勤続制の場合および一方が職階制の場合は、勤続20年または一般職に配分した

2 共済会または会社が保険料を負担している部分のみの平均

3 自家保険（独自の生命共済など）からの給付額を含む

図表5-5 団体定期生命保険の死亡給付額は共済会で324万円に（一律制）



変動することによる。

団保の代表的な商品である総合福祉団体定期保険の動きをみると、図表5-6～5-10のようになった。

契約団体数は図表5-7のとおり、減少が続いている。12年3月末の4.4万件が19年3月末には15%減の3.7万件になった。

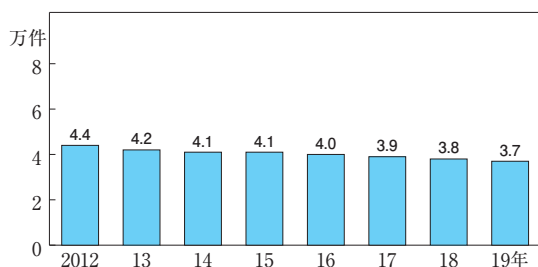
被保険者数は図表5-8のとおり、12年3月末の2,723万人が13年3月末には2,720万人に減少、その後は回復傾向で18年3月末は2,884万人、19年3月末には2,952万人になった。

契約金額は図表5-9のとおり、12年3月末の83.8兆円が15年3月末には87.0兆円へ増加した。その後も増勢を続けており、18年3月末には89.6兆円、19年3月末には91.5兆円になった。

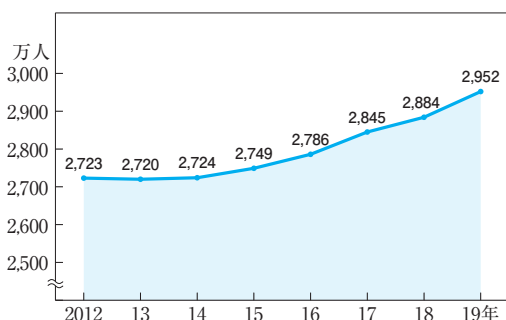
契約金額を被保険者数で除した1人当たりの保険金額は図表5-10のとおりになった。12年3月末の308万円が毎年アップし、16年3月末には316万円に増加した。その後は一転減少し、18年3月末には311万円に、19年3月末には310万円になった。

このように、総合福祉団体定期保険は、契約件数では減少が続いているが、被保険者数は緩やかな回復をみせ、契約金額も05年、06年を底に急回復している。1人当たり保険金額は16年をピークに緩やかに減少している。

図表5-7 総合福祉団体定期保険の契約団体数



図表5-8 総合福祉団体定期保険の被保険者数



図表5-6 総合福祉団体定期保険の実績

(%)

区分	団体数 (件)	被保険者数 (千人)	契約金額 (10億円)	平均保険金 (万円)
2012年	43,895	27,230	83,783	308
13年	42,291	27,201	84,709	311
14年	41,418	27,242	85,557	314
15年	40,873	27,488	86,979	316
16年	40,246	27,858	88,000	316
17年	39,366	28,452	88,883	312
18年	38,406	28,842	89,566	311
19年	37,484	29,519	91,534	310

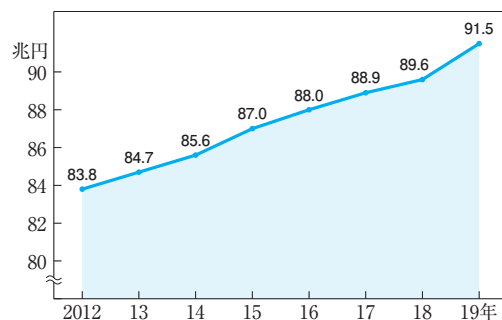
注 生命保険協会調べ（各年3月末）、図表5-7～5-10も同じ

総合福祉団体定期保険は、保険料を企業、共済会等が負担し、全員が加入することになっている。保険金は従業員等の死亡、高度障害に支払われる。保険加入は告知が不要で、企業等が負担した保険料は全額損金に算入でき、従業員に対する給与課税はない。

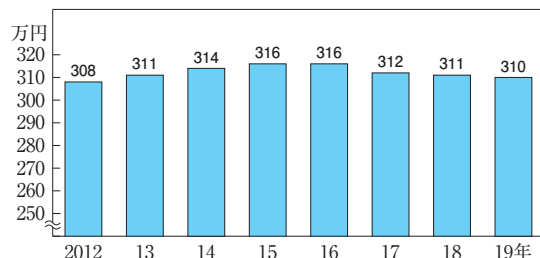
共済会、会社の大部分では、本人死亡給付金を実施しているが、給付額の水準は企業・共済会の考え方を反映して、香典程度のものから生活支援機能を持たせた高額なものまでまちまちになっている。

団保の活用による死亡給付金は、保険金額のレベルからみても、生活支援機能を色濃く持ったものといえる。

図表5-9 総合福祉団体定期保険の契約金額



図表5-10 総合福祉団体定期保険の1人当たり保険金額



6 遺族遺児育英年金の実施率と年金月額

実施率 遺族遺児育英年金の実施率は図表6-1のとおり、共済会51%、会社23%となっている。遺族遺児育英年金は、給付額が高い上に給付期間も長く、共済会にとって財政的に大きな負担になっていると思われるが、こうした中でも50%前後の実施率を維持していることは注目される。

給付額 遺族遺児育英年金の給付タイプには、育英型と世帯単位型がある。育英型とは配偶者への給付がなく、遺児数または遺児の就学課程を基準に給付額が決まる。給付水準は図表6-3、6-4のとおり、遺児2人では共済会4.3万円、会社4.3万

図表6-1 遺族遺児育英年金の実施率 (%)

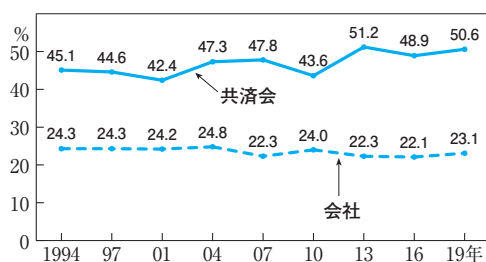
区 分	両方給付 ①	共済会 のみ②	会社のみ ③	共済会計 ①・②	会社計 ①・③
全産業	7.4	43.2	17.3	50.6	23.1
製造業	8.5	51.1	19.7	59.6	26.2
非製造業	5.9	32.4	14.0	38.2	18.6

注1 ①、②、①・②の分母は調査対象共済会数

2 ③、①・③の分母は調査対象企業数

3 厚生年金基金によるものは共済会に含む

図表6-2 遺族遺児育英年金の実施率は共済会で51%



図表6-6 遺族遺児育英年金の給付額 (世帯単位型)

区 分	両方とも給付		一方のみ給付		共済会平均 ①・③	会社平均 ②・④
	共済会 ①	会 社 ②	共済会 ③	会 社 ④		
全産業	64,300	49,000	94,700	85,100	87,900	71,900
製造業	64,300	49,000	94,700	77,600	86,600	66,100
非製造業	—	—	94,700	130,000	94,700	130,000

注 世帯単位型とは配偶者にも給付するほか子にも給付するものをいう (表記は配偶者+子2人の場合の給付額)

円だった。育英型のうち就学課程によるものでは、小学生で共済会1.9万円、会社2.2万円だった。

世帯単位型の給付水準は図表6-6のとおり、配偶者と遺児2人の場合で共済会8.8万円、会社7.2万円だった。

給付額の推移は図表6-5のとおり、共済会は07年に8万円台を割り込んだが13年は9.6万円に回復、16年以降は8.8万～8.9万円だった。

厚生労働省調べによると、18年のひとり親世帯の年間収入は325万円となっており、仮に共済会支給分の年額 (8.8万円×12) を年収に加えると431万円で全世帯平均の552万円の78%になる。

図表6-3 遺児育英年金の給付額 (育英型・遺児数によるもの) (円/月)

区 分	1 人	2 人	3 人
共 済 会	23,500	43,000	62,500
会 社	22,300	43,400	64,600

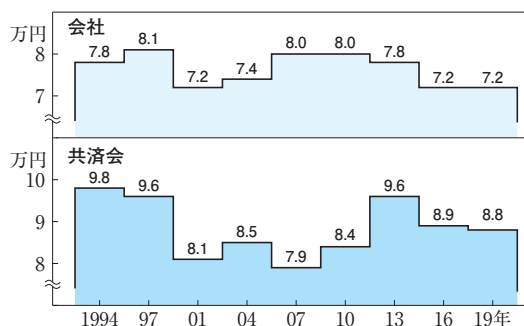
注 遺児数によるものとは、子の数で給付額を決めるものをいう (配偶者には支給せず)

図表6-4 遺児育英年金の給付額 (育英型・就学課程によるもの) (円/月)

区 分	就学前	小学	中学	高校	大学
共 済 会	16,400	19,200	22,100	26,800	42,500
会 社	26,300	21,800	23,800	36,000	37,500

注 修学課程によるものとは、子の修学課程で給付額を決めるものをいう (配偶者には支給せず)

図表6-5 遺族遺児育英年金 (世帯単位型) の年金月額
は共済会8.8万円、会社7.2万円



別表4

本人・家族死亡給付金

注 団体生命保険（保険料を実施主体負担）より別途給付あるものは別表5参照

団体名 (従業員・会員数)	主 体	本 人	家 族						
			配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹	配偶者の父母
金 属 工 業									
日 本 製 鉄 (29,000名)	会 社	供花 12万円 1							
神 鋼 共 済 セ ン ター (14,898名)	共 済	供花 100万円 3	10万円 同左	3万円 同左	3万円	1万円 (扶養)	1万円 (扶養)	1万円 (扶養)	1.5万円
日本発条共済会 (5,223名)	共 済	100万円	30万円	10万円	10万円	1万円	1万円	3万円	10万円
東洋シャッター (531名)	会 社	従業員 パート・嘱託 100万円 50万円 *団体給付あり	5万円	喪主 5万円 その他 3万円	喪主 5万円 その他 3万円	喪主 3万円 その他 1万円	喪主 3万円 その他 1万円	喪主 3万円 その他 1万円	喪主 5万円 その他 3万円
電 気 機 器									
電 気 機 器 ① (35,786名)	会 社	香典 弔慰金 供花 ※会社団体給付あり 100万円 300 5	7万～ 15万円	5万～ 12万円	5万～ 12万円	2万～ 5万円	2万～ 5万円	2万～ 5万円	2万～ 5万円
電気機器②共済会 (34,999名)	共 済	有扶養者 無扶養者 80万円 50	10万円	10万円	2万円	2万円 (同居)	2万円 (同居)	2万円 (同居)	
	会 社	勤続、扶養状況により 140万～260万円 供花 2	同左						
電 気 機 器 ③ (25,363名)	会 社	30万円 供花 1.5	一般 5万円 課長～ 10 供花同左	同左 2万円 3 同左	同左 2万円 3 同左				
電気機器④共済会 (86,000名)	共 済	50万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
	会 社	▷会社構内 ▷通勤途上 有扶養家族 1,600万円以内 無扶養家族 1,500 200万円	5万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
日 立 製 作 所 (33,490名)	会 社	有配偶 勤続10年未満 25年未満 25年以上 単身者 勤続10年未満 25年未満 25年以上 供花 香典 210万円 260 310 160万円 190 220 3万円 7万円	供花 2.5万円 香典 2万円						

団体名 (従業員・会員数)	主体	本人		家族						
				配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹	配偶者の父母
横河グループ福祉センター (8,066名)	共済	A会員 500万円 弔慰金 付加金 扶養配偶 200 18歳未満子 1人100	B会員 250万円 -	A会員 50万円 B会員 25	同左 50万円 同左 25	同左 10万円 同左 5				同左 2万円 同左 1
アズビル (6,432名)	会社	遺族弔慰金 5万円 年齢により異なる(30万円～) また、扶養人数により加算あり 供花 1.5		5万円 同左	2万円	2万円	その他扶養家族 1万円			
安川電機同和会 (4,320名)	共済	50万円		10万円	5万円	3万円			1万円	1万円
サンデン共済会 (4,338名)	共済	A 20万円 勤続10年未満 10年～ 30万円 20年～ 50万円 香典 3 1 供花 1.5万円 ※会社団体給付あり	B 5万円 10 20 1	弔慰金 10万円 2 同左	同左 10万円 2 同左	同左 5万円 1 同左	0.5万円		0.5万円	弔慰金 5万円 1
電気機器⑤共済会 (3,310名)	共済	30万円 1 供花		10万円 同左	5万円	3万円	1万円		1万円	1.5万円
日新電機 (2,442名)	会社	弔慰金 ① ② 勤続15年未満 40万円 40万円 15年～ 55 50 20年～ 70 50 25年～ 85 60 30年～ 100 60 ※①＝有扶養 ②その他 香典 一般 5万円 主任級 6 課長級 8 部長級 10 供花 1		5万円 同左	3万円	3万円 (喪主)	1万円	3万円 (喪主)	1万円	1万円 (喪主)
新日本無線共済会 (1,353名)	共済	20万円		5万円	3万円	3万円				
	会社	一般 3万円 管理職 5 供花 1.5		3万円 (管理職) 同左	同左	同左				
輸送機械										
輸送機械① (34,139名)	会社	30万円 第三者行為によらない通災 上記に1,700万円加算 供物料 7万円 花輪 ※会社団保給付あり		同左 同左			・1親等の血族または同居の1親等姻族 3万円および花輪 その他扶養家族 1.5万円および花輪			

団体名 (従業員・会員数)	主体	本人	家族						
			配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹	配偶者の父母
マツダ共済会 (22,714名)	共済	一時金として150万円 弔慰見舞金 15万円 供花 3	5万円 供花 3	3万円 同左	3万円 同左				供花 3万円
ヤマハ発動機共済会 (15,122名)	共済	花環・生花 30万円	10万円 同左	3万円 同左	喪主 5万円 非喪主 3万円	1万円 (同居)	1万円 (同居)	1万円 (同居)	1万円
S U B A R U (15,274名)	会社	勤続5年未満 5年～ 7万円 15	2万円 3	1万円 2	1万円 2 非喪主は 50%				1万円 2 非喪主は 50%
ダイハツ共済会 (13,114名)	共済	勤続10年未満 10年～ 8万円 10 供花 実費 同左 ▷遺族扶助料 勤続 1年未満 15万円 1年～ 20 5年～ 27 10年～ 30 家族手当対象1人につき 5万円加算	3万円 同左	2万円	2万円			0.5万円	2万円 (同一姓)
	会社	社員 5万円 準社員 2.5 樗または花輪 1基 供花 実費	2万円 1 同左	1万円 0.5					1万円 0.5
I H I (8,011名)	会社	供花 30万円 1.5	5万円 同左	2万円	2万円				
近畿車輛共済会 (1,073名)	共済	供花料 10万円 1	5万円 同左	1万円 (同居もしくは扶養)	1万円	1万円 (同居もしくは扶養)		1万円 (同居もしくは扶養)	
	会社	10万円							
精密機械									
リコー共済会 (11,225名)	共済	供花 500万円 3	10万円 1.5	10万円 1.5	3万円 1.5			1万円	1万円
	会社	所定給与の6倍 供花 3万円	5万円 1.5	5万円 1.5	3万円 1.5	0.5万円		0.5万円	0.5万円
精密機械①共済会 (8,867名)	共済	120万円	25万円	5万円	5万円	1万円	1万円	1万円	5万円
東京計器共済会 (1,236名)	共済	勤続 1年未満 10万円 1年～ 20 5年～ 30 10年～ 40 20年～ 50	5万	3万円	3万円	扶養家族である2親等家族 1万円			1万円
	会社	供花 1.5万円	同左						
精密機械② (830名)	会社	※総合福祉団体定期保険	5万円	3万円	3万円				2万円

団体名 (従業員・会員数)	主 体	本 人	家 族						
			配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹	配偶者の父母
シチズン共済会 (1,400名)	共済	200万円	10万円	5万円	1万円	0.5万円 (同居)		0.5万円	1万円
	会社	勤続3年未満 7万円 3年～ 15 10年以上または 25 5～8級 上級職 45	3万円	1万円	1万円	0.5万円 (同一世帯)		0.5万円 (同一世帯)	1万円
一 般 機 械									
コマツグループ 共済会 (21,805名)	共済	供花 60万円 3	12万円 3	7万円	7万円	1万円 (同居)	1万円 (同居)	1万円 (同居)	3万円
	会社	一般職 60万円 供花 7.5 ※会社団保給付あり	8万円 3	2万円	2万円				
クボタ (11,226名)	会社	供物料 20万円 2 供花・糶料 2	5万円 同左	1万円 同左	1万円 同左	0.5万円	0.5万円	0.5万円	1万円 (同居) 0.5万円 (非同居)
	共済	勤10年未満 10年～ 世帯主 20万円 30万円 非世帯主 15 20万円	5万円	3万円 生後1カ 月未満は 2万円	3万円				3万円
東芝機械共済会 (2,304名)	共済	有扶養者 70万円 無扶養者 50	10万円	3万円 (扶養)	3万円 (扶養)	1万円 (同居)		1万円 (同居)	1万円 (同居)
	会社	供花 30万円 1.5	10万円 同左	5万円 (同居)	5万円	3万円 (同居)		3万円 (同居)	3万円 (同居)
オイレス共済会 (1,695名)	共済	供花 50万円 時価	7万円	3万円	3万円	1万円 (同居) 0.5万円 (別居)	1万円 (同居)	1万円 (同居) 0.5万円 (別居)	2万円 (同居) 1万円 (別居)
	会社	勤続 1年未満 80万円 1年～ 150 5年～ 250 10年～ 350 15年～ 500 供花 時価 ※会社団保給付あり (上記弔 慰金として使用)	7万円 同左	3万円	3万円	1万円 (同居)	1万円 (同居)	1万円 (同居)	
エンシュウ従業員 救済会 (721名)	共済	供花 10万円 1	3万円	1万円	1万円				1万円 (同居)
	会社	供花 10万円 5.5 ※団保給付あり	3万円 4.5	1万円	1万円				1万円 (同居)

団体名 (従業員・会員数)	主 体	本 人		家 族					
				配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹 配偶者の父母
石 井 鉄 工 所 (140名)	会 社	有扶養者 無扶養者 供花	20万円 10 3	3万円	3万円	3万円			2万円 2万円
化 学 工 業									
旭化成グループ 福祉共済会 (26,600名)	共 済	花環 ※会社団保給付あり	10万円 2基	5万円 同左	5万円 同左	2万円 同左	1万円 同左		1万円 同左 1万円 同左
花王ファミリー 会 (19,085名)	共 済	在会 5年未満 5年以上 10年以上 ※共済団保給付あり（弔慰金 に充当）	100万円 150 200	50万円	10万円	10万円	2万円		5万円 5万円
	会 社	供花	6万円相当	供花 4万円					
化学工業①共済 会 (14,200名)	共 済		120万円	20万円	3万円	3万円			1万円 1万円
	会 社	供花	10万円 1.5	2万円 同左	1万円 1基	1万円 同左			
化学工業②共済 会 (3,600名)	共 済		50万円	20万円	10万円 (喪主) 3万円 (非喪主)	10万円 (喪主) 3万円 (非喪主)			10万円 (喪主) 3万円 (非喪主)
	会 社		20万円	5万円	5万円	3万円	2万円	1万円 同居親族は1万円	3万円
J S R 共 済 会 (3,314名)	共 済		200万円						
	会 社	職階により 供花	45～80万円 1.5～2万円	10万円	5万円	2万円			
ライオン共済会 (2,973名)	共 済	生花 供花	20万円 1基 1.5万円	5万円 同左 同左	3万円 同左	3万円 同左	1万円		3万円 同左 3万円 同左
	会 社	特別 生花 供花	5万円 70万～150万円 1基 1.5万円	3万円 同左 同左	1万円 同左	1万円 同左	0.5万円 (同居)		1万円 同左 1万円 同左
セントラル硝子 共済会 (2,265名)	共 済	弔慰金（傷病死） 入会 5年未満 10年 10年～	10万円 36 44 52	5万円	喪主 2万円	喪主 2万円			
	会 社		5万～10万円	3万～ 5万円	1万～ 3万円	1万～ 3万円			
ト ク ヤ マ (2,122名)	会 社	供花	25万円 2	3万円 2	2万円	喪主 2万円 その他 1万円			

団体名 (従業員・会員数)	主 体	本 人		家 族					
				配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹
化 学 工 業 ③ (1,798名)	会 社	勤続 1年未満 5万円 1年～ 10 5年～ 15 10年～ 20 ※共済団保給付あり		5万円	2万円	2万円	2親等以内の同居親族 1万円		
日 油 共 済 会 (1,770名)	共 済	勤続5年未満 10万円 5年～ 15 10年～ 20 供花 3		10万円 同左	10万円	8万円			2万円
日 本 ゼ オ ン (2,084名)	会 社	従業員 100万円 香典 300万円または 弔慰金 50万円(団保) マスター社員・契約社員・パート社員 弔慰金 300万円 供花 4.5万円 *会社団体給付あり	従業員・契約・マスター社員 5万円 パート 3万円 供花 3万円	従業員 3万円 (出生7日以内は2万円) マスター・契約・パート社員 0.5万円 供花 0.5万円	従業員 3万円 マスター・契約・パート社員 0.5万円 供花 3万円	0.5万円 供花 1.5万円	0.5万円 供花 1.5万円	従業員 1万円 マスター・契約・パート社員 0.5万円 供花 1.5万円	従業員 1万円 マスター・契約・パート社員 0.5万円 供花 3万円
西部石油共済会 (350名)	共 済	50万円		10万円					
	会 社	供花 30万円 2		5万円 同左	3万円 同左	3万円 同左			

ゴ ム 工 業

ブリヂストン共済会 (17,277名)	共 済	120万円		50万円	10万円	7万円	1.5万円		1.5万円	3万円
	会 社	基幹職 3万円 その他 2.5		2万円	2万円	2万円				1.5万円
横 浜 ゴ ム (5,567名)	会 社	有扶養 30万円 無扶養 15 供花 1		5万円	5万円	3万円 (同居・扶養・喪主いずれか) 1万円 (その他)	1万円 (同居・喪主いずれか)		1万円 (同居・扶養・喪主いずれか)	3万円 (同居・扶養・喪主いずれか) 1万円 (その他)

窯 業

A G C 共 済 会 (7,647名)	共 済	50万円		25万円	5万円	5万円	3万円 (同居)		3万円 (同居)	3万円 (同居)
	会 社	10万円		5万円	3万円	3万円			1万円 (扶養)	2万円 (同居)
日本板硝子共済会 (2,400名)	共 済	供花 50万円 実費		7万円 同左	2.4万円	2.4万円				2.4万円

繊 維 工 業

東 レ 福 社 会 (20,840名)	共 済	供花 40万円 5		15万円 同左	1万円 2	1万円 2	1万円 1 (喪主)	1万円 1 (喪主)	1万円 1 (喪主)	1万円 1 (喪主)
繊維工業①共済会 (5,330名)	共 済	※会社と連名 30万円		15万円	5万円	3万円	1万円 (同居)	1万円 (同居)	1万円 (同居)	3万円

団体名 (従業員・会員数)	主 体	本 人		家 族						
				配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹	配偶者の父母
織 維 工 業 ② (1,500名)	共 済	① 勤続 5年未満 35 20 5年～ 40 25 10年～ 45 30 15年～ 60 40 ※①=有扶養 ②無扶養 (万円)	②	20万円	扶養 3 非扶 1.5 (万円)	扶養 3 非扶 2.5 (万円)				
	会 社	一般 5万円 総合職 10年未満 10 10年～ 15 管理職 20								

食 品 工 業

キリンググループ 福祉会 (16,020名)	共済	100万円		20万円	5万円	3万円	1万円	1万円	1万円	3万円
アサヒグループ 共済会 (12,900名)	共済	通夜見舞金 10万円 2 供花 2 ※団保給付あり		5万円 2 2	2万円	2万円 通夜見舞金 2 供花 2	1万円		1万円	1万円 供花 2
食品工業①グ ループ共済会 (4,149名)	共済	300万円 ※団保給付あり		50万円	25万円	6万円				3万円
	会社	供花 1.5万円		同左						
江 崎 グ リ コ (2,390名)	会社	経営職 30万円・25万円 (資格による) 総合職 20万円・15万円 ・10万円 (資格による) 供花 2万円		経営職 10万円 総合職 7万円・ 5万円 (資格による) 供花 2万円	経営職 7万円 総合職 5万円・ 3万円 (資格による) 供花 2万円	経営職 喪主 7万円 非喪主 5万円 総合職 喪主 5万円・ 3万円 (資格による) 非喪主 3万円・ 2万円 (資格による) 供花 2万円	経営職 3万円 総合職 2万円	経営職 3万円 総合職 2万円	経営職 3万円 総合職 2万円	経営職 喪主7万円 非喪主 5万円 総合職 喪主5万円 非喪主 3万円 供花 2万円
Jオイルミルズ グループ共済会 (1,350名)	共済	250万円 ※団保給付含む		30万円	30万円	7万円	3万円 (扶養)	3万円 (扶養)	3万円 (扶養)	5万円
	会社	供花 1.5万円		同 1.5万円	同 1.5万円	同 1.5万円				
食 品 工 業 ② (830名)	会社	5万円		供花 3万円	同左 2万円	同左 2万円	同左 1万円			
月桂冠大倉共済 会 (395名)	共済	供花 3万円 ※団保給付あり		1.5万円						
	会社	正社員 10万円 契約 5万円 シニア 5 派遣 3 パート 3 供花 3万円 ※団保給付あり		5万円	3万円	3万円	1万円 (同居)	1万円 (同居)	1万円 (同居)	3万円

団体名 (従業員・会員数)	主体	本人	家族						
			配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹	配偶者の父母

その他製造業

ヤマハ共済会 (7,708名)	共済	30万円 供花1.62万円相当×4本 弔電 2通 ※会社団保給付あり	15万円 供花1.62万円相当×2本 弔電 2通	5万円 供花1.62万円相当×2本 弔電 2通	5万円 供花1.62万円相当×2本 弔電 2通	0.5万円 (同居) 供花1.62万円相当×2本 弔電 2通 (同居で喪主)	0.5万円 (同居) 供花1.62万円相当×2本 弔電 2通 (同居で喪主)	0.5万円 (同居) 供花1.62万円相当×2本 弔電 2通 (同居で喪主)	3万円 (同居) 1万円 (別居) 供花1.62万円相当×2本 弔電 2通
--------------------	----	---	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--	--	--	--

鉱業・非鉄金属

鉱業・非鉄金属 ①共済会 (10,333名)	共済	70万円 2	25万円 同左	10万円 同左	10万円 同左	3万円 同左 (扶養)	3万円 同左 (扶養)	3万円 同左 (扶養)	3万円
古河機械金属共済会 (2,009名)	共済	10万円 3 ※会社団保給付あり	5万円 1.5	2万円 供花1基	2万円 同左				同左
日鉄鉱業厚生会 (776名)	共済	2万円	2万円	1万円	1万円				
	会社	30万円 供花1.5万円×2基	8万円 同左	5万円	5万円				

建設業

鹿島建設互助会 (8,292名)	共済	香典 30万円							
	会社	役職者 35万円 非役職者 25 供花 3	13万円 11	5万円	5万円				
熊谷組互助会 (2,462名)	共済	5万円 2 供花	3万円	3万円	2万円				
	会社	10～30万円 4 供花	5万円 同左	2万円	2万円				
建設業①グループ共済会 (2,678名)	共済	15万円	5万円	2万円	2万円				
	会社	20万円 1.5 供花	5万円 同左	2万円	2万円				
建設業② (2,492名)	会社	弔慰金 G3以上 G2以下 勤続10年未満 200 100 10年～ 250 150 15年～ 300 200 (万円) 香典 5万円 供花 2万円×1対	5万円 1基	2万円	2万円	1万円	1万円	1万円	1万円

団体名 (従業員・会員数)	主 体	本 人	家 族						
			配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹	配偶者の父母
日本工営株式会 社親交会 (2,147名)	共 済	10万円	3万円	2万円	2万円				1万円
	会 社	嘱託・契約・主事等 200万円 副参事・工師長等 300 理事・常勤顧問 500 参与・役員待遇理事 600 供花 1.5 ※会社団保給付あり	3万円 同左	2万円	2万円				1万円
新興ブランテッ ク共済会 (1,003名)	共 済	30万円	15万円	5万円	5万円	2万円		2万円	5万円
	会 社	一般社員 5万円 幹部社員 10	3万円 5	2万円 4	2万円 4				2万円 4

運 輸 業

SGHふぁみりー 共済会 (59,149名)	共 済	A会員 30万円 B会員 10 S会員 30	10万円 3 5	5万円 2 3	5万円 2 3				
	会 社	正社員 5万円 パートナー社員 3 嘱託社員 3 供花・弔電 あり ※会社団保給付あり	1万円 － 1 あり	1万円 － 1 あり	1万円 － 1 あり				
運輸業①共済会 (16,637名)	共 済	30万円	10万円	5万円	5万円				3万円
	会 社	供花 2万円	1.5万円						
運輸業②共済組 合 (18,835名)	共 済	無扶養 20万円 有扶養・扶養家族 加入10年 超、1年増す毎に1万円を加 算、総額50万円限度 ※起算額25万円より	10万円	7万円 死産 3万円	5万円	1万円 (扶養)	同左 1万円	同左 1万円	
山 九 (10,056名)	会 社	20万円 2 供花	5万円 同左	5万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
トヨタ輸送 (994名)	会 社	1～4級 5万円 5・6級 6 7・8級 7 供花 1対 労組 7万円	1万円 1.5 1.8 生花1対 2万円	1万円 1 1.1 同左 1万円	1万円 1 1.1 同左 1万円				0.5万円 0.5 0.7 0.5
丸運グループ共 済会 (1,006名)	共 済	10万円	5万円	5万円	2万円	1万円	1万円 (扶養)	1万円	1万円
	会 社	20万円 13 組合	5万円 5	5万円 5	2万円 1.5	1万円 1		1万円 1	1万円 1
印刷・通信業									
印刷業①グルー プ福祉会 (23,700名)	共 済	50万円 1.5 供花	30万円	20万円	10万円	3万円 (同居) 1万円 (別居)		2万円	3万円 (同居) 2万円 (別居)

団体名 (従業員・会員数)	主 体	本 人	家 族						
			配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹	配偶者の父母
朝日新聞労働組合共済会 (4,508名)	共済	200万円	20万円						
	会社	10万円	10万円	3万円	3万円				2万円
毎日新聞社毎日会 (2,226名)	共済	勤続 1年未満 5万円 1年～ 10 10万円 10年～ 30 供花料 2.5	5万円 同左	2.5万円	2.5万円				2.5万円 (同居)
	会社	勤続10年未満 400万円 10年～ 700 20年～ 1,000							
中日新聞社互助会 (2,616名)	共済	10万円	3万円	1万円	1万円	0.5万円			0.5万円 (同居)
	会社	10万円	3万円	1万円	1万円	0.5万円			0.5万円 (同居)
神戸新聞社互助会 (706名)	共済	40万円							
	会社	供花 5万円 2							

金融保険業

金融保険業①共済会 (36,000名)	共済	10万～30万円	5万円	3万円	3万円				
	会社	20万～50万円 供花 2	5万～ 10万円 同左	1万～ 5万円	1万～ 5万円				
金融保険業②共済会 (627名)	共済	※団保給付あり	10万円	10万円	2万円				

商事サービス業

バレット共済会 (69,435名)	共済	供花 8万円 2	8万円 同左	8万円	5万円				2万円
ユーアイクラブ (16,638名)	共済	勤続5年 5年～ 未 満 60万円 A 30万円 B 20 35 C 15 25 ※A：役員，正規従業員 B：嘱託 C：パート	A 20万円 B 15 C 10	A 10万円 B 6 C 5	A 3万円 B 2 C 1.5	A 2万円 B 1 C 1 (同居)	A 2万円 B 1 C 1 (同居)	A 2万円 B 1 C 1 (同居)	A 3万円 B 2 C 1.5 (同居)
	会社	勤続5年 5年 未 満 以上 正社員 50万円 100万円 嘱託 25 50 パート 15 20 アルバイト 5 5 供花 2 ※会社団保給付あり（上記に 使用）							

団体名 (従業員・会員数)	主 体	本 人	家 族						
			配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹	配偶者の父母
三 越 伊 勢 丹 グ ループ共済会 (27,716名)	共 済	L会員 5万円 S会員 3.5 供花 9 ※団保給付あり	3万円 2 6 ※団保給 付あり	3万円 2 6	3万円 2 6				3万円 2 6
J T B 共 済 組 合 (23,000名)	共 済	在会10年未満 30万円) + 10年～ 60 15万円～ 120万円	15万円	3万円	3万円				3万円 (同居)
いなげや共済会 (12,000名)	共 済	20万円 1.5万円 ※共済会団体給付あり	5万円 同左	1万円	1万円				1万円
	会 社	香典 5万円 弔慰金 課長代理以上 50万円 主任 30 パート 10 アルバイト 10 供花 1.5万円	弔慰金 5万円 3 2 2 同左	弔慰金 5万円 3 2 2	弔慰金 5万円 3 2 2				弔慰金 3万円 2 1
商事サービス業 ②共済会 (11,000名)	共 済	供花 2万円 ※会社、共済双方より団保給 付あり	50万円 供花 2	5万円	5万円	1万円	1万円	1万円	5万円
	会 社	10万円 2 供花 ※団保給付あり		5万円 同左	2万円	2万円	1万円	1万円	1万円
三 菱 商 事 (6,545名)	会 社	弔慰金 資格により団保 450万～2,800万円 香典 資格により 10万～55 2 供花 ※団保給付あり (弔慰金見合 い)	600万円 同左 5万～ 30万円 同左	年齢により 350～1,000 同左 5万～ 10万円					
すかいらーくグ ループ共済会 (6,150名)	共 済	100万円 * 団体給付 (50万円) 含む	5万円	3万円	1万円				1万円
AOKIグループ共 済会 (6,291名)	共 済	10万円		1万円	1万円	0.5万円 (同居)		0.5万円 (同居)	0.5万円 (同居)
	会 社	(%が低い方は業務外) 勤続1年未満 基本給20%相当+供花 基本給10%相当+供花 勤続1年以上 基本給30%相当+供花 基本給20%相当+供花 勤続3年以上 基本給40%相当+供花 基本給30%相当+供花 勤続5年以上 基本給50%相当+供花 基本給40%相当+供花 * 団体給付あり	喪主 部長未満 3万 円 + 供花 部長以上 5万 円 + 供花 非喪主 －	喪主 部長 5万 円 + 供花 課長 3万 円 + 供花 社員 2万 円 + 供花 非喪主 部長 3万 円 + 供花 課長 2万 円 + 供花 社員 1万 円 + 供花	喪主 部長 5万 円 + 供花 課長 3万 円 + 供花 社員 2万 円 + 供花 非喪主 部長 3万 円 + 供花 課長 2万 円 + 供花 社員 1万 円 + 供花	喪主 課長以上 2万 円 + 供花 社員 1万 円 + 供花 非喪主 1万円		喪主 課長以上 2万 円 + 供花 社員 1万 円 + 供花 非喪主 1万円	

団体名 (従業員・会員数)	主体	本人	家族						
			配偶者	子供	父母	祖父母	孫	兄弟姉妹	配偶者の父母
商事サービス業 ③共済会 (4,525名)	共済	12万～20万円 供花 実費	8万～ 12万円 同左	5万～ 8万円	4万～ 8万円	2万～ 4万円		2万～ 4万円	2万～ 3万円
出版①共済会 (1,884名)	共済	20万円 1.5	7万円 同左	1.5万円	1.5万円			1万円	1万円
	会社	役員 300～500万円 理事・参与 (1～3級) 200 参与 (4級)・副参与・参事 150 主事・主事補・副主事 100 一般 勤続15年以上 50 勤続15年未満 30 供花 1.5 ※会社団保給付あり (上記に 充当)	7万円 同左	3万円 同左	3万円 同左			1万円	2万円
商事サービス業 ④ (2,000名)	会社	5万円 1.5 供花 ※団保給付あり	3万円 同左	3万円	2万円	1万円	1万円	1万円	1万円
商事サービス業 ⑤ (1,000名)	会社	10万円 3 供花 ※団保給付あり	7万円 同左	5万円	2万円				
鈴 与 (1,100名)	会社	5万円 供花	3万円 供花	2万円	2万円				
東京電設サービ ス (616名)	会社	勤続10年未満 10万円 10年～ 20 20年～ 30 葬儀費用 200 供花 4	5万円 2	3万円 2	3万円 2	1万円 (同居)	1万円 (同居)	1万円 (同居)	1万円 (同居)
国際紙パルプ商 事 (760名)	会社	勤続 5年未満 5万円 5年～ 8 10年～ 10	3万円 5	2万円 3	2万円 3	1万円 2		1万円 2	1万円 2
東映共済会 (409名)	共済	※会社団保給付あり	20万円	10万円	4万円				4万円
商事サービス業 ⑥ (280名)	会社	3万円 供花・回章	7万円 同左	3万円 同左	3万円 同左	弔電		同左	2万円 同左
商事サービス業 ⑦ (283名)	会社	10万円 2 供花 ※団保給付あり	10万円 同左	5万円	5万円	1万円		1万円	3万円
公社①共済会 (3,647名)	共済	在会 5年未満 30万円 5年以上 70 10年以上 100 供花 1.5万円	15万円	5万円	5万円				

別表5

団体定期生命保険

注 実施主体が保険料を負担し、保険金の全額、一部を会員、従業員に給付するもの

団体名 (会員数)	主体	一律給付	資格・職階別給付	勤続年数別給付	扶養、年齢等区分給付
金属工業					
東洋シャッター (531名)	会社		一般社員 部長以上	100万円 500万円	有配偶・扶養親族 500万円 無配偶・扶養親族 250
電気機器					
電気機器① (35,786名)	会社				有配偶・扶養親族 500万円 無配偶・扶養親族 250
azbilグループ共済会 (5,584名)	共済	80万円 (死亡・高度障害給付会員)			
サンデン (4,000名)	会社	100万円			
輸送機械					
輸送機械① (34,139名)	会社	7万円 体文活動中死亡は600万円加算			
精密機械					
精密機械② (830名)	会社	年収の2倍(最高5,000万円) +250万円			
一般機械					
コマツ (11,537名)	会社	100万円			
不二越 (2,917名)	会社	4,300万円			
オイレス工業 (1,080名)	会社			勤続 1年未満 80万円 5年未満 150万円 10年未満 250万円 15年未満 350万円 15年以上 500万円 ※弔慰金に充当	
エンシュウ (760名)	会社		一般 主事 200 課長 300 部長 400 役員 1,000		
化学工業					
旭化成 (18,070名)	会社	600万円			
花王ファミリー会 (19,085名)	共済	100万円 *弔慰金に充当			
化学工業③グループ共済会 (1,889名)	共済	100万円			

団体名 (会員数)	主体	一律給付	資格・職階別給付	勤続年数別給付	扶養、年齢等区分給付
日本ゼオン (2,084名)	会社				扶養あり 400万円 扶養なし 150万円 *役員は別途設定
繊維工業					
東レ (7,543名)	会社	150万円			
食品工業					
アサヒグループ 共済会 (12,900名)	共済	100万円			
食品工業①共済 会 (4,149名)	共済	300万円			
Jオイルミルズ グループ共済会 (1,350名)	共済	50万円			
月桂冠大倉共済 会 (395名)	共済	30万円			
	会社	一般 主任 50万円 300~1,500			
その他製造業					
ヤマハ (4,444名)	会社				有配偶者 350万円 無配偶者 250
鉱業・非鉄金属					
古河機械金属 (214名)	会社	100万円			
建設業					
日本工営 (2,798名)	会社	100万円			
運輸業					
SGHふぁみりー 共済会 (59,149名)	会社		役員・正社員 入社1年未満の正社員	3,000万円 2,500万円	
金融保険業					
金融保険業K社 共済会 (627名)	共済	特別見舞金（死亡・廃疾） 300万円			
商事サービス業					
三越伊勢丹グル ープ共済会 (27,716名)	共済	配偶者死亡 100万円	L会員 1,300~1,700万円		
ユニ (22,507名)	会社		勤続5年未満 50万円		5年以上 100万円
			正社員 25		50
			嘱託 15		20
			パート 5		5
			※弔慰金に充当		

団体名 (会員数)	主体	一律給付	資格・職階別給付	勤続年数別給付	扶養、年齢等区分給付
商事サービス業 ②共済会 (11,000名)	共済	200万円			
	会社		資格等級別 600万～2,100万円	勤続加算分 100万～500万円	
いなげや共済会 (12,000名)	共済	80万円			
三菱商事 (6,545名)	会社		弔慰金見合額		
すかいらくグループ共済会 (6,150名)	共済	死亡・高度障害の場合、保険金を一時金または年金として給付 保険金700万・1,500万・2,500万、年齢によるほけんきん変動タイプなど選択可（配当金制度あり）			
AOKIグループ共済会 (6,291名)	会社		扶養あり 役員 1,000万円 部長以上 500 主任以上 400 主任未満 300 扶養なし 役員 1,000万円 部長以上 300 主任以上 250 主任未満 200		
出版①共済会 (1,884名)	会社		弔慰金見合額		
商事サービス業 ④ (2,000名)	会社			勤続 3年～ 60万円 5年～ 80 10年～ 100	
商事サービス業 ⑤ (1,000名)	会社	100万円			
商事サービス業 ⑦ (283名)	会社		①基礎給×30+600万円（上限5,000万円） ②基礎給×30+600（上限2,000） 給付額＝①＋② ※基礎給 一般職：月例固定給×84% 管理職：標準年俸×4.8%		
東映 (409名)	会社	あり			

別表6

遺族遺児育英年金

注 実施主体が一時金（年額）給付とする以外は原則として月額給付額を表示

団 体 名 (会員数)	主 体	世帯単位に給付する制度		子の就学課程別に給付する制度	給 付 期 間
		配偶者・子対象	子のみ対象		
金 属 工 業					
神鋼共済センター (14,898名)	共済		高専・大学 2万円		高専は4・5年生のみ対象

団 体 名 (会員数)	主 体	世帯単位に給付する制度		子の就学課程別に給付する制度	給 付 期 間
		配偶者・子対象	子のみ対象		
新 日 鐵 住 金 (29,000名)	会 社	配偶者 3万円		遺児育英年金 未就学児 3万円 小学生 3 中学生 3 高校生 5 大学生 5	遺児が満18歳または満20歳まで
日本発条共済会 (5,223名)	共 済	勤続3年以上の 会員の死亡 遺族年金 配偶者 3万円		遺児育英年金 未就学児 1.8万円 小学生 1.8 中学生 2.0 高校生 2.3	遺族年金：3年間、子がいる場合は最年少の 子が18歳に達した直後の3月まで 遺児育英年金：18歳に達した直後の3月まで

電 気 機 器

電 気 機 器 ① (35,786名)	会 社			就学前 1.2万円 小学校 1.2 中学校 1.5 高 校 2.0	18歳に達するまで
電気機器②共済会 (34,999名)	共 済	一時金 30万～250万円			
電 気 機 器 ③ (25,363名)	会 社			就学前 1.5万円 小学校～高校 2.0	高校卒業まで
電 気 機 器 ④ (23,000名)	会 社		1人につき 2.5万円		満18歳に達した後、最初の3月まで
日 立 製 作 所 (33,490名)	会 社			小学校 2万円 中学校 2.5万円 高校 3万円	18歳まで
azbilグループ共済会 (5,584名)	共 済	遺族1人につき	18,000円		配偶者：末子が大学卒業するまで 子供：大学卒業まで
	会 社	遺族1人につき	6,000円		共済に同じ
サンデン共済会 (4,380名)	共 済		1人につき 3万円		5年経過または18歳になった3月まで
安 川 電 機 (4,320名)	基 金			小学校 1万円 中学校 1.5 高校 2	満18歳到達後の3月末まで
日新電機共済会 (2,565名)	共 済	配偶者 9万円	1人につき 3万円		配偶者：1年間 子供：満18歳まで
電気機器⑤共済会 (3,310名)	共 済		1人につき 1万円		満18歳に達した学年度の3月まで

輸 送 機 械

輸 送 機 械 ① (34,139名)	会 社	配偶者 2万円	1人につき 2.5万円		子供：満18歳に到達する日が属する年度の3月まで 配偶者：受給申請権者である子を有する限り支給
マ ツ ダ 共 済 会 (22,714名)	共 済	1人につき 2万円			配偶者：満5年間または子の受給期限のうち どちらか長い方 子供：満18歳到達後の3月まで
ヤマハ発動機共済会 (15,122名)	共 済	1人 4万円 2 5 3 6 遺族給付	1人につき 2万円 育英扶助年金		遺族給付：配偶者、18歳未満の孫、父母・祖 父母、障害者（配偶者以外は扶養 家族） 育英援助年金：18歳未満の子（高校卒業まで）

団 体 名 (会員数)	主 体	世帯単位に給付する制度		子の就学課程別に 給付する制度	給 付 期 間
		配偶者・子対象	子のみ対象		
I H I (8,011名)	会社	配偶者 2万円	1人につき 2.5万円		子供：18歳到達後の3月まで
精密機械					
リコー共済会 (11,225名)	共済			就学前 1.5万円 小学校～高校 2.5	子供：18歳到達の年度末まで
精密機械①共済会 (8,867名)	共済	遺族給付 1人世帯 7万円 2 9 3人以上 10			5年間（ただし、会員が生存していたと仮定した60歳到達日をもって打ち切り）
	会社		1人につき 2万円		5年間もしくは18歳を迎えた年度末
東京計器 (1,236名)	共済	配偶者 3万円 子1人 2.4			配偶者：最長10年間 子：最長10年間、就職まで
	会社	配偶者 3万円 扶養家族1人 2.4 遺族一時金 34			
シチズン共済会 (1,400名)	共済	配偶者 2万円 子 1			配偶者：死亡または再婚もしくは5年間 子：18歳3月まで（最長10年）
一般機械					
コマツグループ 共済会 (21,805名)	共済			就学前～中学校 3万円 高校 4 大学 6	卒業まで（24歳まで）
東芝機械 (2,304名)	共済		1人につき 1万円		満18歳未満
オイレス工業共済会 (1,695名)	共済	配偶者 3万円 子1人 3 2人 5 3人～ 7			配偶者：5年間 子供：5年間かつ18歳（高校卒業まで）
化学工業					
旭化成グループ 福祉共済会 (26,600名)	共済		子1人 3.5万円		18歳に達するまで
化学工業①共済会 (14,200名)	共済	扶養1人 10万円 2 12 3～ 15 大学生 3			5年間または会員が生存していたと仮定した60歳まで 子供は大学在学4年間まで
花王ファミリー会 (19,085名)	共済		6万円		満22歳まで（学生の場合は学年末まで）
化学工業②共済会 (3,600名)	共済			就学前～小学校 1.5万円 高校 2.0	高校卒業するまで

団 体 名 (会員数)	主 体	世帯単位に給付する制度		子の就学課程別に に給付する制度		給 付 期 間					
		配偶者・子対象	子のみ対象								
ＪＳＲ共済会 (3,314名)	共済	育英給付金（子の年齢により支給）									
		0歳	480.3万円	4歳	398.0万円	8歳	303.4万円	12歳	194.6万円	16歳	70.6万円
		1	460.8	5	375.6	9	277.6	13	165.3	17	36.0
		2	440.6	6	352.4	10	250.9	14	135.0		
		3	419.7	7	328.3	11	223.3	15	103.5		
		※年度途中退会の場合、別途計算式により算出した額を支給									
ライオン共済会 (2,973名)	共済	配偶者 標準報酬の20 % 子1人 2万円 (3人まで)				10年間					
トクヤマ (2,122名)	会社	配偶者 3.08万円 子1人 2.0				配偶者：10年間または60歳、65歳まで 子供：満22歳まで					
日本ゼオン共済会 (1,740名)	共済		給付事由発生月 より起算して 子女が4年制 大学卒業まで の残月数に2 万円を乗じた 金額			事由発生より12年を超えない					
西部石油共済会 (350名)	共済		2万円			満18歳まで					
ゴ ム 工 業											
ブリヂストン共済会 (17,277名)	共済	遺族年金 1世帯 4万円	遺児育英年金 1人につき 3万円			遺族年金：5年 遺児育英年金：18歳になるまで					
織 維 工 業											
東レ (7,543名)	会社	配偶者と子1人 2人以上 子のみ1人 2人 3人以上	56,400円 84,600 28,200 56,400 84,600			配偶者：再婚するまで 子：最年少の子女が18歳到達後の3月末まで					
繊維工業① (5,483名)	会社	配偶者または子 配偶者と子1人 配偶者と子2人以上	4万円 } 管理職 6万円 } +1万円 2万円加算			配偶者：5年間 子供：5年、ただし18歳まで、就学中は22歳まで					
繊維工業②共済会 (1,500名)	共済			中学生以下1人 2 3～	年20万円 30 40	父または母の再婚まで、中学卒業まで					
	会社	配偶者 3万円 子1人目 2 2 1				配偶者：みなし定年まで（25年上限） 子供：みなし定年または22歳到達月まで					
食 品 工 業											
キリングループ福祉会 (16,020名)	共済		子1人 7万円 2 8 3 9			大学卒業まで（22歳3月まで）					
アサヒグループ共済会 (12,900名)	共済	右欄に該当する 子がいる場合、 1家族につき 8万円		幼・保 小学校 中学校 高校 大学 入学祝い就学ごと	2.0万円 2.0 2.0 2.5 2.5 5	子供：大学卒業まで（22歳3月まで）					

団 体 名 (会員数)	主 体	世帯単位に給付する制度		子の就学課程別に 給付する制度	給 付 期 間
		配偶者・子対象	子のみ対象		
食 品 工 業 ① (4,149名)	会 社		1人 2万円		18歳の学年年度末まで
Jオイルミルズ グループ共済会 (1,350名)	共 済			年齢別に支給 就学前 平均1.6万円 小学校 平均2.5 中学校 平均2.7 高校 平均3.2 大学 平均7.5	満23歳未満

その他製造業

ヤマハ共済会 (7,708名)	共 済	遺族年金 1人 5万円 2人 6 1人につき1万円加算	遺児年金 就学前～高校 2万円	遺族年金 :5年間 遺児年金 :18歳を迎える年度の3月まで
--------------------	-----	-----------------------------------	--------------------	-----------------------------------

鉱業・非鉄金属

鉱業・非鉄金属 ①共済会 (10,759名)	共 済		1人につき 2万円		18歳または高校・大学卒業まで
古河機械金属共済会 (2,009名)	共 済		1人につき 2万円		高校卒業まで

運 輸 業

SGHふぁみりー 共済会 (19,000名)	会 社		子1人3万円 以降1名ごとに2万円を加算		役員および勤続5年以上の正社員が死亡または退職した翌月から子が満18歳に達した後の最初の3月まで 子が所得税法施行令第10条第1項から第7項に該当する障害者の場合は正社員であった者が定年に達する月まで支給延長
運 輸 業 ①	会 社		就学前～中学 1.7万円 高校 3.2 大学 3.0		満24歳になった学年が終了したとき

印刷・通信業

印刷業①グループ 福祉会 (23,700名)	共 済	配偶者 5万円		就学前・小学校 1.5万円 中学校 2.0 高校 2.5 高専1～3年 2.5 4・5年 3.0 短大・専門 3.0 大学 3.0	配偶者 3年間 子供：各就学期間 ただし、就学前3年限度、短大・専門2年限度、大学4年限度
朝日新聞労働組合共済会 (4,508名)	共 済			未就学児 一時金 120万円 小学生 90 中・高校生 60 短大・大学 30	
	会 社			就学前～中学校 3.2万円 高校・大学 4.8	状況に応じる
毎日新聞社 (2,700名)	会 社		1人 3万円		子供 :22歳まで

団 体 名 (会員数)	主 体	世帯単位に給付する制度		子の就学課程別に給付する制度	給 付 期 間
		配偶者・子対象	子のみ対象		
中日新聞社互助会 (2,616名)	共済		子1人につき 1万円		子供：高校卒業まで
	会社		子1人につき 1万円		子供：高校卒業まで
神戸新聞社 (731名)	会社		1人につき 1.75万円		子供：高校・大学・大学院卒業まで

金融保険業

金融保険業① (55,000名)	会社	配偶者 5万～7万円 子1人 3 (上限9万円)			生存仮定の定年到達月まで
金融保険業②共済会 (627名)	共済			就学前 1万円 小学校1～3年 1.2 4～6年 1.5 中学校 2.0 高校 2.5 大学 3.0	22歳の3月を迎えた時

商事サービス業

ユーアイクラブ (16,638名)	共済	配偶者 1.25万～5万円		就学前 } 0.55万～2.2万円 小学校 } 中学校 0.675万～2.7 高校 0.875万～3.5	配偶者：3年間および生存仮定の定年60歳まで 子供：高校卒業まで
三越伊勢丹グループ共済会 (27,716名)	共済			就学前 1.5万円 小学校 2 中学校 3 高校 3.5 大学 3.5	22歳の3月を迎えた時
JTB共済組合 (23,000名)	共済			就学前 1.0万円 小学校 1.5 中学校 1.8 高 校 2.3	子供：高校卒業まで
いなげや共済会 (12,000名)	共済		2万円		満18歳まで
すかいらーくグループ共済会 (6,150名)	共済				団体保険を利用し、一時金・年金として給付
商事サービス業③ (4,525名)	会社		1人につき 2.3万円		満18歳まで
出版①共済会 (1,884名)	共済	配偶者 3万円 (未就学児あり) 就学前の子 2万円			6カ月
公社①共済会 (3,647名)	共済		一時金(月額1.8万円相当額)を支給		会員が死亡により退職した日の翌月から子が満22歳に達した日の属する年度の3月31日までの月数に応じた金額(月額1.8万円)を一時金で支給

福利厚生関連指標（2019年9月分）

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
社内預金	平均利率 年・%	18年 3月末 19年 3月末	0.79 ↓	厚労省
住宅ローン 注1 Q都銀 適用日 年・%	変動 毎月型	17年 4月 1日 19年 9月 1日	店頭金利 2.475 ↓	引下後金利 0.625～0.775 ↓
	固定特約 固定10年	19年 8月 1日 9月 1日	3.19 ↓	1.34～1.49 ↓
	19年 9月1日の金利引下幅		1.7～1.85	
フラット 35 注2	金利 年・% 最多金利	19年 6月 1日	1.27	住宅金融支援 機構 資金受取月 新機構団信付
		7月 1日	1.18	
		8月 1日	1.17	
		9月 1日	1.11	
財形住宅 金融金 利	金利 年・% 当初5年	19年 1月	0.67	財形住宅金融 改定日
		4月 7月	0.64 0.59	
長ブラ	基準金利 年・%	16年 7月 8日	0.90	日銀 実施日
		8月10日	0.95	
		17年 7月11日	1.00	
		19年 7月10日	0.95	
新築住宅 工事費 予定額	㎡単価 万円	18年平均	18.1	注3 居住専 用 木造一戸 建 着工単価
		18年 7月	18.2	
		19年 7月	18.3	
新設住宅	持ち家 戸数	18年計	283,235	注3 注 新設とは 新築、増・ 改築によっ て住宅の戸 が新たに造 られる工事
		18年 7月	25,447	
	給与住宅 戸数	18年計	7,468	
		18年 7月	436	
	給与住宅 床面積 ㎡／戸	19年 7月	625	
		18年平均	63.9	不動産経済研
		18年 7月	55.3	
新築マン ション 分譲価 格 万円／戸	首都圏	18年平均	5,871	
		18年 7月	6,191	
		19年 7月	5,676	
	近畿圏	18年平均	3,844	
		18年 7月	4,568	
		19年 7月	4,713	
新築マン ション 分譲価 格 ㎡／戸 万円	首都圏	18年平均	86.9	
		18年 7月	91.7	
		19年 7月	86.0	
	近畿圏	18年平均	65.9	
		18年 7月	66.5	
		19年 7月	76.0	
住宅ロー ン返済 額	月額・円 (勤労者 世帯)	18年平均 18年 6月 19年 6月	92,802 99,176 93,519	注4 ローン返済世 帯
フラット35 返済負担 率(%)	マンショ ン融資 (全国)	15年度 16年度 17年度	20.7 21.1 21.3	住宅金融支援 機構

注1 保証料一括前払い型 店頭金利－引下幅＝引下後金利
 2 返済期間21～35年以下、融資率9割以下、保証型除く。17
 年10月以降、新機構団信の保険料（0.2%）を含んだ金利
 3 国交省「住宅着工統計」

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
個人向け 住宅資 金貸出	新規貸出 億円	18年12月期 19年 3月期 6月期	33,268 42,588 32,935	日銀 国内銀行 割賦返済方式
給与住宅 家賃	円／戸 (勤労者 世帯)	18年平均 18年 6月 19年 6月	28,989 28,103 32,087	注4
民営家賃	3.3㎡／戸 円	18年平均 18年 8月 19年 8月	8,566 8,566 8,833	総務省 小売 物価統計調 査 ※以下、都区 部、ただし、 宿泊料のみ 全国
都市再生 機構 家賃	3.3㎡／戸 円	18年平均 18年 8月 19年 8月	5,139 5,136 5,141	
灯油 円	18L	18年平均 18年 8月 19年 8月	1,726 1,752 1,769	
宿泊料 2食、円	税・サ込	18年平均 18年 8月 19年 8月	21,132 25,611 26,106	民営和式 休前日
家事代行 料	台所清掃 1回	18年 8月 19年 8月	16,785 17,033	レンジフード 幅95cm未満
出産費 円	正常分娩 料＋入院	18年 8月 19年 8月	57,856 457,750	国公立病院 入院7日間
人間ドッ ク、円	1回 日帰り	18年 8月 19年 8月	57,856 57,856	男性 1日ドック
自動車 ガソリ ン代	1L	18年平均 18年 8月 19年 8月	148 151 143	レギュラー
公立保育 料、円	2歳児1人 1カ年	18年 8月 19年 8月	301,226 301,435	所得税 130,000円世帯
家計金融 資産	現在高 兆円	18年12月末 19年 3月末	1,830 1,835	日銀 O8SNA
公的年金 夫婦、円	夫65歳～ 妻60歳～	18年平均 19年 6月	202,736 430,758	注4 無職世帯
厚生年金 月額、円	男女平均 老齢相当	18年 3月 19年 3月	147,051 145,865	注5 厚年第1号計
確定給付 年金	加入者数 万人	18年 3月末 19年 3月末	901 940	信託協会受託 概況 企業型
確定拠出 年金 加入者数 万人	企業型	19年 5月末 6月末	716.4 719.0	注6
	個人型 (iDeCo)	19年 6月末 7月末	127.8 131.1	
修正総合 利回り	年、%	16年度 17年度	3.52 4.49	企業年金連 企業型
雇用人員	過剰－不 足	19年 3月期 6月期 (先行き)	－35 －32 －35	日銀 全規模 全産業

注4 総務省「家計調査」（全国）
 5 厚労省「厚生年金保険・国民年金事業状況（事業月報）」
 6 厚労省「確定拠出年金の施行状況」
 共通 金利欄の↓は表示年月日まで同一金利が続いているこ
 とを示す

福利厚生 アラカルト

8月下旬分

● 18年の雇用動向調査まとまる

本号43頁参照（厚労省HP, 8.21）

● 18年の労働安全衛生調査まとまる

本号45頁参照（厚労省HP, 8.21）

● 19年の年金財政検証結果を発表

社会保障審年金部会は、19年の「財政検証結果」を発表した。財政検証は少なくとも5年に1回で実施され、前回は14年に発表された。

財政検証は、将来の経済成長、労働参加の見込みを前提に、所得代替率がどのようになるかを試算したもので、いわば、年金財政の安定性あるいは切迫度を示すものとなっている。所得代替率が50%を下回ると見込まれるときは必要な措置を講ずる。

検証の前提となった経済成長と労働参加には、経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）、経済成長と労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ、Ⅴ）経済成長と労働参加が進まないケース（ケースⅥ）を設定した。

このほか、オプション試算として、被用者保険適用者範囲の拡大を想定した試算A、保険料拠出期間の延長と受給時期の選択を想定した試算Bも提示した。

こうした前提で試算した所得代替率は、次のとおりだった。所得代替率は、（夫婦2人の基礎年金＋夫の厚生年金）／現役男子の平均手取り収入額）であらわされる。所得代替率が高いほど年金水準が高いことになる。下記の百分率が所得代替率、年度は給付水準調整の終了年度をいう。なお、19年度の所得代替率は61.7%としている。

ケースⅠ	51.9%	46年度
ケースⅡ	51.6%	48年度
ケースⅢ	50.8%	47年度
ケースⅣ	50.0%	44年度（53年度46.5%）
ケースⅤ	50.0%	43年度（58年度44.5%）
ケースⅥ	50.0%	43年度（52年度38～36%）

試算の前提となった経済成長率は、29年度以降の20～30年で、ケースⅠは0.9%、ケースⅡは0.6%、ケースⅢは0.4%、ケースⅣは0.2%、ケースⅤは0.0%、ケ

ースⅥは△0.5%としている。

どのケースが実際に近いかはもとより明らかではないが、最も高い経済成長と労働参加が進むケースⅠであっても、終了年度の所得代替率は51.9%であり、かろうじて50%を上回るものの、19年度の61.7%に比べると大幅な減少が避けられない。

これに対し、適用拡大を一定の賃金収入以上の全被用者に最大限に拡大した場合の所得代替率は、ケースⅤで49.0%に、加入期間と受給開始年齢を75歳まで繰り下げた場合にはケースⅤでの所得代替率は99.1%になるとしている。（厚労省HP, 8.27）

● 住宅の不動産価格指数は54カ月連続上昇

19年5月の「不動産価格指数」は、住宅総合で、10年平均を100として115.6となり、54カ月連続で上昇したことがわかった。

内訳では、戸建住宅が103.2、マンションは147.6だった。（国交省HP, 8.28）

● 治療と仕事の両立をヒアリング調査

「病気の治療と仕事の両立に関するヒアリング調査」がまとまった。ヒアリングの時期は18年8～9月、企業調査では大企業11社、患者調査は、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、肝炎などの疾患経験がある20人を対象とした。

企業ヒアリング調査についてみると、産業保健スタッフ体制では、産業医は、通常の相談受け付けのほか、要管理者・過重労働者や、復帰者の面談、保健師等では、勤務中に体調不良を訴えた労働者の看護、ケガをした労働者の手当てのほか、健康指導、健康相談に加え、健康診断での有所見者のフォローアップや産業医の健康相談等のための基礎資料づくりも行なっていた。コラボヘルスにより重症化を防ぐ措置を強化している企業もあった。

患者へのヒアリング調査では、患者が求める両立支援策として、転職しやすい制度の構築（雇患者向けの求人の増加）、高額療養費制度、医療費助成、リハビリ施設の充実などの公的支援、会社側の両立支援、傷病休暇の法制化などがあげられた。また、患者の中には40歳代後半者も多いことから、採用後の働き方では非正社員が目立った。

こうした結果について、大企業を中心として、長期療養ができる企業においても重度の疾患の場合、休職期間満了で退職する労働者がいることから、疾病の早期発見、早期治療が重要であり、健康診断等による患者の早期検出能力を高める仕組みが重要だとしている。（JILPHTP, 8.30）

住友化学株式会社「すみかキッズとうきょう」

～揺るぎない方針と充実の施設を土台に取り組む新しい課題～

東京駅から車で10分程、隅田川を臨む中央区新川にある住友化学株式会社の本社。その堅牢なオフィスビルの1階に「すみかキッズとうきょう」がある。ワーク・ライフ・バランス推進策として開設されてから10年目。揺るぎない人事施策方針を、充実の施設と安定運営に結実させてきたこの園は、どのような新たな課題に向き合おうとしているのだろう。

■充実の施設・設備と恵まれた戸外環境

園内に入って実感するのは、その空間の広さだ。元々は応接スペースだったゆえにコンパクトではあるものの、200m²を超える床面積は、都心部の事業所内保育所としてはかなり大型になる。その広さが、0歳児、1・2歳、3～5歳児と年齢ごとに異なるプログラムを並行させられるゆとりを生んでいる。

そして、遊び、学び、食事、睡眠と、子どもたちの過ごし方に応じて、最適な居室を使える機能的なレイアウトだ。

また、施設設備のきめ細かな配慮にも感心させられる。事務スペースの隣には、保護者とスタッフの個別面談にも使える応接室があり、存分にお絵かきや工作に取り組むためのアトリエルームも設置されている。このアトリエルーム、隣接するプレイルームとの境界の窓がマジックミラーとなっていて、子どもに緊張を与えることなく必要に応じて隣室から保育の様子を見守ることも可能にしている。

加えて、この園の特長は戸外環境にもある。ビルの裏手は隅田川テラスと呼ばれる遊歩道に直結する新川公園であり、東京都心のビル街としては交通量の少ない道路に面している。このエリアは景色の良い公園が点在していて、日々のお散歩コースにはうってつけのロケーションであり多様な戸外活動を実現させている。

■発達段階に応じた保育プログラムの充実

そうしたハード面の特長のみならず、園運営のソフト面も充実している。運営委託先(ポピンズ)が提供する「エデュケアプログラム」は、発達段階に応じて教育的な要素を組み込みながら子ども

「すみかキッズとうきょう」 概要（2019年7月現在）

設置形態 事業所内保育所
開園 2010年8月1日
場所 東京都中央区新川2-27-1東京住友ツインビル(東館) 1階
面積 229.4m²
施設概要 乳児室、ほふく室、プレイルーム、ダイニングスペース、アトリエルーム、オムツ交換室、トイレ、調乳室、調理室、応接室
保育対象 0歳（生後9週間以降）から小学校就学前まで
定員 33名
利用形態 常時保育（通常保育）
一時保育（30分単位での預かり可能）：登録制
開園時間 原則月～金曜日
常時保育・一時保育 8:00～18:00
延長保育 18:00～20:00
運営委託先 株式会社ポピンズ
※園名は「住友化学」の略称「すみか」に由来

本社エントランス、応接スペースの一角にある入り口



の個性を伸ばす内容となっている。

プログラムは、ゆとりある室内空間と、戸外環境の充実によって、さらに効果的なものになっており、会社と運営委託先それぞれの強みが、現場においてよい形で結びつき、好循環を生んでいる印象だ。

それら保育環境の総合的な充実は、各年齢層にまんべんなく利用者がいる状態を定着させている。例えば、育児休職からの復職時に子どもを預

ダイニングスペースの空間、ゆとりある室内空間が活きる



けた社員が、そのまま就学前まで利用を続けている実態がある。それは利用者である社員の評価を端的に示したものだだろう。事実、この園は、2年前に保育定員を3名増やし、利用希望の多さに対応してきた。本社に勤務する従業員数約1,200名。比較的若い年齢層も多く、出産育児に向き合う世代は少なくないといえるが、利用したくなる園の魅力が社内に根付いているということだ。

■一貫した方針とニーズ把握の徹底

住友化学の事業所内保育所は、2008年4月に主要拠点である愛媛工場および大阪工場への設置を皮切りに、この本社設置の「すみかキッズとうきょう」を含め、現在までに全国6ヵ所が開設されてきた。社員が健康で豊かな生活のための時間を確保し、その時々ライフステージに応じた働き方を選択できることは、活気ある企業風土の醸成に資すると考え、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」推進に一貫して積極的に取り組んだ成果の一つである。それら施策の企画検討は、出産育児の適齢世代へのアンケートなど社員のニーズ調査結果にも基づいているという。

「例えば、この本社は、各地の主要工場と執務環境も異なり、潜在するニーズも違っています。東京都心の通勤ラッシュの中でお子さん同伴通勤をどう支えるか、複合的な支援策も必要です」と説明いただいたのは人事部の平担当部長だ。実際に、この本社施設の利用者には、通常は認めていない自家用車での通勤を許可するなどの支援策を付帯している。徹底した社員ニーズの把握から、大企業ならではの福利厚生をの厚みを、より効果的に活かしている一例でもある。

お散歩コースとなっている、本社ビル裏の隅田川テラス



当然、社員の育児支援は保育所設置のみではない。配偶者の出産時への立ち合いが可能な出産サポート休暇、育児休業制度の拡充、マタニティー休暇制度、出産・育児で退職した社員の再雇用制度、週一回の在宅勤務を可能にする働き方の多様化推進など、一貫した会社のスタンスの持続を基礎に、施策の厚みが形成されている。

■見え始めた新しい課題、新しいチャレンジ

平部長は続ける。「実は、2021年に本社を日本橋に移転するのですが、移転に伴う園運営についても、今日的な新たな視点からの検討課題は多いと考えています」。新本社は、現本社からそれほど離れていない場所とはいえ、最寄り駅も違えば、戸外環境も違う。ハード・ソフトの両面でかなりの完成度にあるこの施設を、クオリティを維持して移設することは言葉でいうほど容易ではないだろう。

さらに、人事部では、社員ニーズの変化を実感し、それにどう応えていくかの検討も始めている。社員個々人の働き方、生活のあり方の多様化が進行する中、社内施設の充実ニーズが変わらずある一方で、それに限らない多様なライフステージ支援を望む声が増している。こうした変化がある中で、事業所内保育所をはじめとする、必要な育児支援策、企業としての福利厚生のあるべき姿を検討していきたいとのこと。ワーク・ライフ・バランス支援への課題は尽きない。しかし、揺るぎない人事施策の方針を維持し、充実した保育施設を拡充してきた大手企業らしい組織力は、これら新しい課題への新しい解の可能性を見せてくれるに違いない。その挑戦に期待したい。

結婚、出産・育児、介護・看護 の離職者数は約31.9万人

— 離職率は併せて4.4% —

18年1年間の全常用労働者の離職者数は724.3万人、全離職率は14.6%、前年より9.8万人少なく、0.3ポイント低下した。結婚、出産・子育て、介護・看護の離職者数は合計31.9万人だった。

結婚離職者12.3万人、離職率1.7%

結婚離職者数は表1のとおり、減少傾向にあり、18年は12.3万人だった。18年の離職率は1.7%、前年を0.3ポイント上回った。

18年の雇用動向調査は8月時点では離職率のみの発表となっている。このため、実数は、全常用労働者の離職者数に表4の離職理由別の離職率を乗じて推計した（計とは一致しない）。

出産・育児離職者9.4万人、離職率1.3%

出産・子育て離職者数は表2のとおり、00年、05年の15万人前後に比べると近年は減少した。17年は11.5万人、18年は9.4万人だった。離職率は18年で1.3%、前年を0.3ポイント下回った。

表4 常用労働者の離職理由別離職率

区 分			結婚	出産・育児	介護・看護	全離職率
18年	計 男性 女性		1.7 0.2 3.0	1.3 — 2.5	1.4 0.6 2.1	14.6 12.5 17.1
	一般 労働者	計	2.7	1.4	1.4	11.3
		雇用期間の定めなし	3.3	1.7	1.4	
		雇用期間の定めあり	1.3	0.5	1.3	
		男性	0.4	—	0.7	
		女性	5.7	3.1	2.2	
	パートタイム 労働者	計	0.3	1.3	1.3	23.6
		雇用期間の定めなし	0.8	1.4	2.2	
		雇用期間の定めあり	0.2	1.2	1.1	
		男性	—	—	0.3	
		女性	0.5	1.9	1.9	
17年	計 男性 女性		1.4 0.1 2.7	1.6 0.0 3.1	1.2 1.0 1.5	14.9 13.0 17.2

表1 結婚離職者数 (千人)

区 分	計	男 性	女 性
2000年	166.2	3.1	163.2
10年	128.1	0.8	127.3
15年	109.6	0.5	109.1
16年	120.2	2.8	117.4
17年	107.7	4.3	103.5
18年	123.1	6.8	115.2

注 18年は百分率から推計

表2 出産・育児離職者数 (千人)

区 分	計	男 性	女 性
2000年	143.5	0.4	143.2
10年	137.7	—	137.7
15年	114.6	—	114.6
16年	95.4	0.1	95.3
17年	115.4	—	115.4
18年	94.2	—	96.0

注 18年は百分率から推計

表3 介護・看護離職者数 (千人)

区 分	計	男 性	女 性
2000年	38.0	5.9	32.1
10年	49.6	7.5	42.1
15年	90.1	23.3	66.7
16年	87.7	24.5	63.3
17年	92.9	35.8	57.1
18年	101.4	20.4	80.7

注 18年は百分率から推計

介護・看護離職者10.1万人、離職率1.4%

介護・看護離職者数は表3のとおり、16年は8.8万人、17年は9.3万人、18年は10.1万人だった。離職率は18年で1.4%、前年を0.2ポイント上回った。

組合健保の医療費と給付費，附加給付費

— 入院1日当たり医療費は55.0千円 —

加入者数は2,950万人に増加 19年7月にまとまった17年度の「健康保険・船員保険事業年報」によると，組合健保の加入者数（被保険者数＋被扶養者数，年度平均，以下同じ）は2,950万人で，前年度より19万人増えた。2年連続で増加した。ただし，近年のピークだった07年度に比べると123万人減だった。70歳未満の加入者数は2,922万人で，10年度より21万人減った。

1人当たり医療費は15.2万円 70歳未満の加入者1人当たりの医療費は右図のとおり，17年度は前年度を2.7％上回る15.2万円になった。

70歳未満の加入者1人当たり医療給付費は10年度の9.9万円が15年度には13.1％増の11.2万円に増えた。16年度は横ばい，17年度は2.6％増の11.5万円になった。医療費に対する割合は10年度の75.0％が75.7％になった。

入院は1日当たり55.0千円 入院などの医療費および現金給付は表1のようになった。70歳未満の加入者のうち受給者が受けた17年度の医療費は，入院が1日当たり55.0千円で，10年度比23.3％増だった。入院外は10.4千円で同5.1％増，歯科は11.4千円で同3.3％減，薬剤は8.3千円で同9.2％増，入院時食事・生活療養費は0.7千円で横ばい，訪問看護療養費は11.6千円で同9.4％増だった。高額療養費（給付費）は59.7千円で10年度比は21.0％減になった。

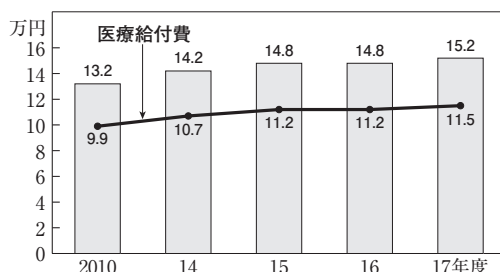
現金給付では，傷病手当金は1日当たり6.8千円で10年度比1.5％増，埋葬料は49.9千円で同横ばい，出産育児一時金は418.7千円で同0.1％減，出産手当金は486.8千円となり，同5.8％増だった。家族

出産育児一時金は419.5千円で10年度比0.9％減だった。

一部負担還元金は31.1千円 附加給付をみると表2のとおり，被保険者対象項目のうち，10年度より増加したのは一部負担還元金（31.1千円）の9.9％増，訪問看護療養費（11.6千円）の30.3％増，延長傷病手当金（296.8千円）の3.1％増だった。

被扶養者対象では増加が目立ち，家族療養費は10年度比18.2％増の37.6千円になった。

1人当たりの医療費と医療給付費



注 70歳未満の加入者（被保険者＋被扶養者）

表1 1日当たり・1件当たりの医療費，現金給付

(千円)

区 分		2010年度	14年度	15年度	16年度	17年度
入院	日	44.6	51.1	52.2	53.7	55.0
入院外	件	9.9	10.2	10.3	10.4	10.4
歯科	件	11.8	11.5	11.5	11.8	11.4
薬剤	件	7.6	8.1	8.5	8.1	8.3
食事・生活	日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
訪問看護	日	10.6	11.4	11.5	11.5	11.6
高額療養費(給付費)	件	75.6	66.4	62.8	61.4	59.7
傷病手当金	日	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8
埋葬料	件	49.9	49.9	49.9	49.7	49.9
出産育児一時金	件	419.1	419.4	419.5	424.3	418.7
出産手当金	件	463.7	479.0	483.6	460.0	486.8
家族出産育児一時金	件	423.1	419.2	419.5	434.0	419.5

注 70歳未満の加入者

表2 1件当たりの附加給付

(千円)

区 分		2010年度	17年度
被保険者	一部負担還元金	28.3	31.1
	訪問看護	8.9	11.6
	傷病手当金	50.5	48.8
	延長傷病手当金	287.8	296.8
	埋葬料	58.6	57.1
	出産育児一時金	54.9	52.8
	出産手当金	102.8	91.8
	合算高額療養費	40.3	39.7
被扶養者	家族療養費	31.8	37.6
	訪問看護	8.9	9.8
	埋葬料	32.4	33.5
	出産育児一時金	48.3	50.2

注 70歳以上を含む

メンタルと受動喫煙，治療との両立

— 実施率はストレスチェック集団分析80.3%，受動喫煙28.9%，両立支援55.8% —

メンタルヘルス対策の実施率は59.2%，100人以上の事業所では90%以上の高率だった。ストレスチェック結果の集団分析の実施率は80.3%だった。受動喫煙対策の実施率は88.5%，受動喫煙がある職場では43.2%が不快・体調悪化を訴えた。治療と仕事の両立に取り組んでいた割合は55.8%だった。

1 メンタルヘルス対策

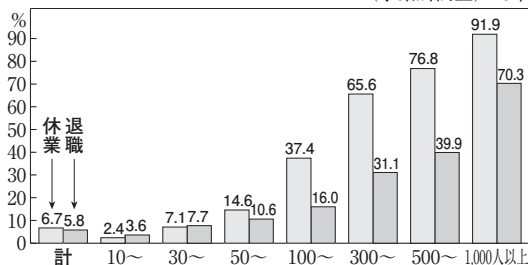
ストレスの現状

メンタル不全による休業者ありは6.7%

図表1-1のとおり，メンタル不調により18年に1カ月以上連続休業者がいた事業所は6.7%，退職者がいた事業所は5.8%だった。メンタル対策へ

図表1-1 メンタル不調で1カ月以上連続休業または退職した労働者がいた事業所の割合

(事業所調査，18年)



図表1-4

メンタル対策の取り組み内容

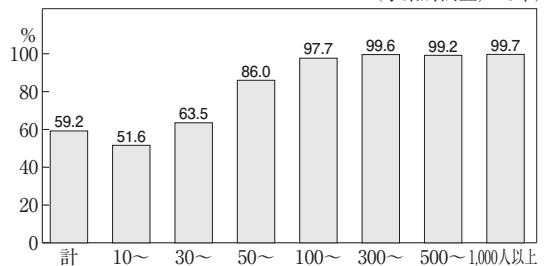
(事業所調査，18年，取り組んでいる=100，MA，%)

区 分	計	10～	30～	50～	100～	300～	500～	1,000人以上
安全衛生委員会での調査審議	29.6	20.4	26.3	52.3	59.7	66.3	75.2	81.2
計画の策定と実施	19.8	17.8	16.4	23.8	27.3	44.8	49.8	63.4
担当者の選任	36.2	30.5	37.9	46.6	51.6	69.5	69.2	80.1
労働者への教育研修・情報提供	56.3	53.3	55.7	63.8	61.9	76.9	81.7	93.6
管理監督者への教育研修・情報提供	31.9	29.7	30.5	32.3	42.0	62.0	65.6	83.3
産業保健スタッフへの教育研修・情報提供	13.0	9.4	12.5	19.0	22.8	40.4	49.1	64.6
職場環境等の評価・改善	32.4	25.9	30.3	44.2	56.7	72.6	74.9	84.7
定健後の保健指導でのメンタル対策の実施	36.3	34.5	35.7	39.3	43.0	46.0	54.5	59.1
ストレスチェックの実施	62.9	54.3	55.2	86.9	95.8	97.9	98.5	99.8
職場復帰の支援	22.5	19.0	25.4	23.6	30.6	61.2	67.4	83.9
事業所内での相談体制の整備	42.5	39.0	45.0	44.5	52.6	71.6	79.2	91.1
地域窓口の活用	5.1	5.4	6.7	2.9	3.6	4.5	6.4	4.8
産業総合支援センターの活用	4.4	4.1	4.8	5.4	3.5	8.1	6.1	5.1
医療機関の活用	16.6	13.7	16.0	24.3	23.8	28.5	30.4	29.2
他の外部機関の活用	15.4	14.0	14.3	16.6	21.8	29.1	33.6	40.3
その他	3.4	4.3	3.0	1.2	1.7	3.5	2.5	3.1

の取組率は図表1-2，1-3のとおり，18年は59.2%だった。

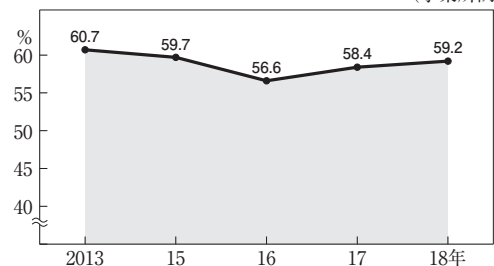
図表1-2 メンタル対策に取り組んでいる事業所の割合

(事業所調査，18年)



図表1-3 メンタル対策に取り組んでいる事業所割合の推移

(事業所調査)



図表1-5

仕事・職業生活に関する強いストレスの有無、ストレスの内容

(労働者調査、18年、%)

区 分	強いストレスと なっていると感 じる事柄がある	ストレスの内容、3つ以内のMA、感じる事柄がある＝100								
		仕事の量・質	対人関係	役割・地位 の変化	仕事の失敗・責任	事故・災害 の経験	雇用の 安定性	会社の 将来性	その他	不明
計	58.0	59.4	31.3	22.9	34.0	3.0	13.9	22.2	11.2	0.1
20歳未満	38.0	32.9	27.9	0.8	71.7	3.1	1.3	1.0	2.5	－
20～	57.6	55.4	31.9	20.7	35.1	0.8	8.2	24.6	10.8	－
30～	64.4	56.5	36.1	23.7	38.3	1.3	11.8	26.5	11.3	0.1
40～	59.4	63.8	31.9	22.9	29.1	3.4	17.2	21.1	10.7	0.0
50～	57.0	61.5	28.5	27.7	32.9	4.3	16.0	17.1	11.6	0.0
60歳以上	39.2	54.9	14.0	7.1	37.2	9.9	16.0	24.4	14.6	0.7
男性	59.9	59.3	29.9	27.5	36.2	4.1	11.4	26.2	8.1	0.1
女性	55.4	59.5	33.2	16.5	30.9	1.4	17.5	16.6	15.5	0.0
正社員	61.3	60.3	31.2	25.3	35.1	2.9	9.3	23.8	11.0	0.1
契約社員	55.8	56.7	22.2	22.5	31.9	5.6	39.7	19.1	9.8	0.3
パート	39.0	54.3	41.5	5.8	29.5	2.3	22.1	13.3	11.8	－
派遣	59.4	56.2	24.0	8.2	23.1	1.5	58.2	10.4	19.6	0.1

取り組み内容は図表1-4のとおり、ストレスチェックの実施が62.9%、労働者への教育研修・情報提供が56.3%で多かった。

強いストレスありが58.0%

仕事・職業生活に関する強いストレスを感じる事柄がある割合は図表1-5のとおり58.0%にのびた。30歳代、正社員、派遣に目立った。

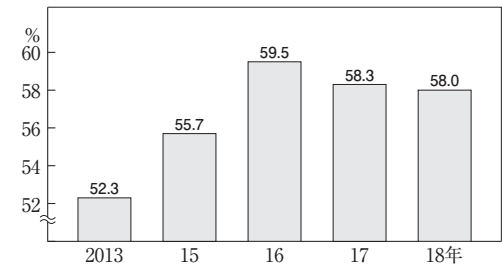
ストレスの内容では、仕事の量・質59.4%、仕事の失敗・責任34.0%、対人関係31.3%、役割・地位の変化22.9%が多くあげられた。男女間で大きな差はなかったが、女性では対人関係や雇用の安定性でのストレスが目立った。男性では役割・地位の変化、会社の将来性についてのストレスが目立った。

仕事・職業生活に関する強いストレスがあるとした労働者の割合の推移は図表1-6のとおり、50%以上の高率で推移している。

12年に60.9%の高率を示したのち、13年には52.3%にまで低下したが、16年は再び59.5%まで上昇した。17年、18年は僅かに低下し、18年は58.0%になった。

図表1-6 仕事・職業生活に関する強いストレスありの割合

(労働者調査)



務としている。

7月1日が含まれる1カ月に45時間超の時間外・休日労働をした労働者がいた事業所の割合は図表1-7のとおりだった。45時間超80時間以下が25.0%、80時間超100時間以下が5.6%、100時間超は3.5%だった。

事業所規模別に45時間超の時間外・休日労働をした労働者がいた事業所割合をみると、1,000人以上規模では、45時間超80時間未満が89.1%、80時間超100時間未満が49.3%、100時間超で25.5%

図表1-7 7月1日が含まれる1カ月間に45時間超の時間外・休日労働をした労働者がいた事業所の割合

(事業所調査、18年、%)

区 分	45時間超	80時間超	100時間超
計	25.0	5.6	3.5
10～	20.4	4.6	3.0
30～	28.4	5.0	3.2
50～	34.0	8.0	5.5
100～	52.4	13.0	5.5
300～	64.7	14.7	6.2
500～	80.7	24.6	13.9
1,000人以上	89.1	49.3	25.5

長期間労働の面接指導**時間外・休日労働80時間超が5.6%**

労働安全衛生法では、事業所規模に関わらず、1カ月の時間外・休日労働が100時間超の労働者には本人からの申し出により医師等による面接指導の実施を義務付けている。80時間超では同じく申し出による医師等による面接指導の実施を努力義

だった。

労働者の申し出率は低率

医師による面接指導を申し出た労働者の割合を超過時間別にみると図表1-8のようになった。

45時間超80時間以下は9.3%，80時間超100時間以下では15.6%，100時間超でも18.1%にとどまった。

労働者への面接指導の実施率は全員に実施が45時間超80時間以下では5.6%，80時間超100時間以下では20.8%，100時間超では28.5%だった。申し出者に対して実施するは45時間超80時間以下で

30.2%，80時間超100時間以下で25.6%，100時間超で18.7%だった。

医師による面接指導の申し出があった労働者がいる事業所の割合は図表1-9のとおり，17年から18年にかけて100時間超で減少した。

労働者側の長時間労働による心身の負担への関心は低率だった。

ストレスチェック

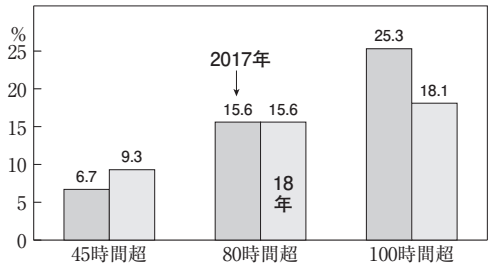
集団分析の実施率は73.3%

ストレスチェック結果の集団分析実施率は図表1-10のとおり73.3%だった。これは，ストレスチェック実施事業所を100としたときの値で，全事業所に対する割合は，ストレスチェック実施率62.9%×集団分析実施率73.3%=46.1%になる。全事業所で集団分析を実施した割合は2.2事業所に1事業所ということになる。

集団分析を実施し，その結果を活用した割合は80.3%だった。30人以上の規模では80%台を示した。

活用内容では，衛生委員会での審議に活用が38.1%で最も多く，人事・組織の見直し28.8%，業務配分の見直し26.8%，管理者向け研修の見直し20.6%が続いた。

図表1-9 医師による面接指導の申し出があった労働者がいる事業所の割合 (事業所調査)



図表1-8 医師による面接指導の実施状況

(事業所調査，18年，%)

区 分		医師による 面接指導の 申し出労働 者あり	全員に 実施	申し出者 に実施
45時間超 80時間以下	計	9.3	5.6	30.2
	10～	9.6	5.3	26.2
	30～	7.6	4.8	29.8
	50～	6.4	8.0	39.5
	100～	12.1	6.2	52.9
	300～	10.8	6.6	60.2
	500～	16.6	9.0	61.5
	1,000人以上	24.6	6.6	72.2
80時間超 100時間以下	計	15.6	20.8	25.6
	10～	11.1	17.9	23.2
	30～	20.3	22.0	25.2
	50～	15.6	27.9	30.7
	100～	24.4	33.1	39.0
	300～	32.8	40.7	45.8
	500～	39.1	41.3	48.1
	1,000人以上	44.7	46.0	47.2
100時間超	計	18.1	28.5	18.7
	10～	13.7	24.6	17.2
	30～	25.5	30.5	16.6
	50～	15.0	36.6	24.1
	100～	29.7	46.9	29.8
	300～	54.3	61.7	26.1
	500～	57.0	59.0	31.8
	1,000人以上	49.3	68.2	28.7

図表1-10

ストレスチェック結果の集団分析の実施率，活用内容

(事業所調査，18年，%)

区 分	集団分析 を実施	活用した (実施した＝ 100)	活用した＝100				
			業務配分 の見直し	人員・組織 の見直し	管理者向け 研修の見直し	衛生委等 での審議	その他
計	73.3	80.3	26.8	28.8	20.6	38.1	9.2
10～	72.0	78.7	30.1	30.3	21.0	27.1	10.1
30～	67.2	83.1	29.2	31.8	18.5	26.6	10.5
50～	74.1	81.5	16.6	23.8	19.0	60.5	8.0
100～	81.4	81.2	25.7	26.9	19.3	53.1	5.9
300～	85.4	84.2	32.7	33.7	27.3	60.4	9.7
500～	87.7	88.8	25.3	26.4	37.3	59.6	12.0
1,000人以上	90.5	81.3	26.6	27.3	46.1	52.9	14.2
*50人以上	77.9	81.8	21.4	25.7	20.7	57.6	7.6

ストレスの相談相手

相談できる相手いる92.8%

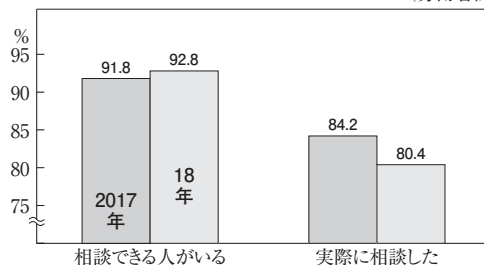
ストレスを相談できる相手がいる割合は図表1-11のとおり、17年の91.8%が18年は92.8%に微増した。しかし、実際に相談した割合は17年の84.2%が18年は80.4%に低下した。

相談できる相手は図表1-12のとおり、家族・友人が79.6%で最も多かった。

ただし、家族・友人の割合は年齢が高くなるに伴って低下し、40～50歳代では70%台に、60歳以上では69.2%だった。

家族・友人に次いで多かったのは上司・同僚で

図表1-11 ストレスを相談できる人がある割合、実際に相談した割合 (労働者調査)



77.5%を占めた。上司・同僚の割合も加齢とともに低下する。

その他の相談相手の割合はごく僅かで、家族・友人、上司・同僚の存在の大きさが際立った。

図表1-12 ストレスを相談できる人ありの割合、相談できる相手 (労働者調査、18年、%)

区 分	いる	相談できる相手が、いる=100							
		上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外の医師	保健師・看護師	衛生管理・推進者	カウンセラー等	その他
計	92.8	77.5	79.6	8.8	1.9	3.8	2.4	3.0	1.8
20歳未満	89.2	76.0	83.0	0.9	0.3	0.6	0.9	—	6.6
20～	95.9	79.5	83.3	4.4	1.4	2.0	1.1	2.0	1.5
30～	94.9	83.7	82.4	9.0	1.3	2.4	3.1	3.3	2.7
40～	91.9	78.9	78.6	10.1	1.6	4.1	3.0	3.4	1.1
50～	91.8	73.1	78.4	11.2	3.4	6.9	2.6	3.4	2.3
60歳以上	86.7	61.2	69.2	6.6	1.1	1.3	0.4	1.9	0.6
男性	91.2	80.4	77.8	11.8	2.4	4.7	3.3	3.6	2.0
女性	94.9	73.8	81.9	5.1	1.1	2.6	1.3	2.2	1.7
正社員	92.9	79.5	80.0	10.4	2.3	4.3	2.8	3.3	1.9
契約社員	90.2	73.7	72.3	7.3	0.9	2.3	1.6	1.8	0.8
パート	93.8	70.1	80.4	1.7	0.1	1.6	0.6	2.0	1.9
派遣	90.9	65.9	85.1	3.1	1.1	1.4	2.4	1.7	3.7

図表1-13 ストレスを実際に相談した割合、実際の相談相手 (労働者調査、18年、%)

区分	いる	いる=100 実際に相談した	実際に相談した相手がいる=100							
			上司・同僚	家族・友人	産業医	産業医以外の医師	保健師・看護師	衛生管理・推進者	カウンセラー等	その他
計	92.8	80.4	69.7	76.3	2.4	1.3	2.2	0.7	0.3	1.4
20歳未満	89.2	80.8	71.7	78.0	0.3	0.3	—	1.1	—	7.8
20～	95.9	81.6	73.8	82.6	1.1	0.7	1.0	0.0	0.0	1.0
30～	94.9	84.7	76.2	78.7	1.4	0.8	1.2	1.2	0.1	2.2
40～	91.9	81.2	70.0	74.2	3.3	0.5	2.8	0.4	0.5	0.9
50～	91.8	77.7	61.8	74.3	3.7	3.3	3.8	1.1	0.8	1.6
60歳以上	86.7	68.6	58.4	65.8	1.9	1.3	1.4	0.1	0.4	0.3
男性	91.2	76.5	71.5	72.5	3.6	2.1	2.7	1.1	0.5	1.6
女性	94.9	85.2	67.6	80.4	1.2	0.4	1.7	0.1	0.2	1.2
正社員	92.9	80.9	70.5	76.4	3.0	1.6	2.4	0.8	0.4	1.6
契約社員	90.2	78.2	73.5	67.0	1.4	0.4	2.1	0.1	0.4	0.1
パート	93.8	78.1	64.6	78.9	0.1	0.1	1.4	0.1	0.2	0.9
派遣	90.9	81.3	56.5	78.2	0.8	1.3	0.4	0.5	—	3.9

図表1-13によると、実際に相談した相手でも、家族・友人が76.3%，上司・同僚が69.7%と突出して高率だった。

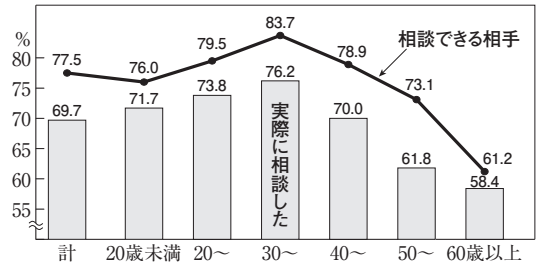
実際に相談した上司・同僚の割合

相談相手が上司・同僚と回答した割合と実際に相談した相手が上司・同僚だった割合をみると図表1-14のようになった。50歳台では両者のポイント差が大きかった。

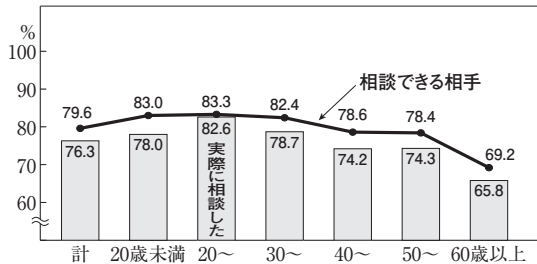
実際に相談した家族・友人の割合

相談相手が家族・友人と回答した割合と実際に相談した相手が家族・友人だった割合をみると図表1-15のようになった。どの年代でも両者間のポイント差は接近していた。

図表1-14 相談相手が上司・同僚である割合と実際に相談した割合
(労働者調査、18年)



図表1-15 相談相手が家族・友人である割合と実際に相談した割合
(労働者調査、18年)



2 受動喫煙対策

防止対策

実施率は88.5%に

受動喫煙対策の実施率は図表2-1のとおり18年は88.5%だった。

受動喫煙対策の実施率を事業所規模別にみると図表2-2のとおり、30人以上の各規模では9割以上の事業所が何らかの受動喫煙防止対策を実施していた。

敷地内全域禁煙は13.7%

喫煙・分煙の18年の状況は図表2-3のとおりだった。

最も多かったのは建物全体禁煙・屋外喫煙可の38.8%，喫煙室以外禁煙の19.3%が続いた。最も厳しい規制である敷地内全域禁煙は13.7%だった。全面禁煙は事業所規模を問わず一定の割合でみられた。

事業所規模による差が目立ったのは喫煙室以外禁煙で、100人未満では30%を下回っているが、100人以上300人未満になると41.4%に増え、500人以上1,000人未満では48.3%を占めた。

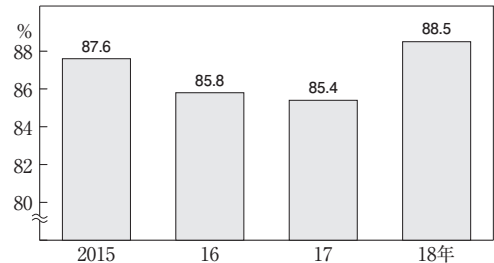
喫煙・分煙の状況は、このように全面禁煙の事業所はまだ少なかったが、不明分0.9%を除き85.4%の事業所が何らかの方法で喫煙を認めていた。

受動喫煙防止の問題点

受動喫煙防止に取り組む上での問題点は図表2-4のとおり多岐にわたっており、しかも事業所規模によって異なっている。

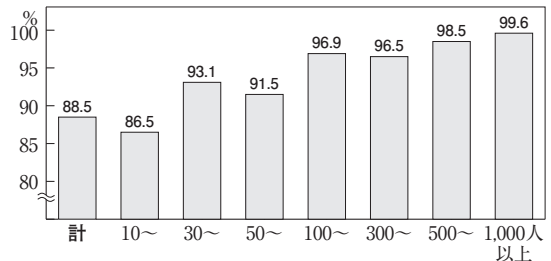
図表2-1 受動喫煙対策の実施率の推移

(事業所調査)



図表2-2 受動喫煙対策の実施率

(事業所調査、18年)



受動喫煙の頻度、反応

ほとんど毎日が9.3%

受動喫煙の頻度は図表2-5のとおり、ほとんど毎日が9.3%，ときどきが19.6%，計28.9%だった。

職場で受動喫煙がある労働者の反応は、不快に感じる・体調が悪くなるが43.2%だった。

図表2-3

禁煙・分煙の状況

(事業所調査, 18年, %)

区 分	計	10～	30～	50～	100～	300～	500～	1,000人以上
敷地内全域禁煙	13.7	14.5	12.9	9.8	11.4	20.6	19.0	21.3
建物全体禁煙・屋外喫煙可	38.8	39.3	40.1	39.0	31.7	24.1	23.5	25.6
喫煙室以外禁煙	19.3	15.2	22.9	29.8	41.4	42.7	48.3	43.9
喫煙コーナー以外禁煙	7.8	7.9	9.1	5.6	6.4	4.0	3.1	3.6
その他で喫煙・禁煙場所を区分	8.6	9.2	7.8	7.2	6.0	5.2	4.5	4.7
自由に喫煙可	0.2	0.3	0.0	—	—	—	—	—
不明	0.1	0.1	0.2	0.1	—	—	—	0.4
取り組んでいない	10.6	12.7	6.3	6.5	2.4	2.9	1.0	—

図表2-4

受動喫煙対策に取り組む上での問題点 (事業所調査, 18年, 問題がある=100, %)

区 分	計	10～	30～	50～	100～	300～	500～	1,000人以上
喫煙者の理解が得られない	25.1	23.4	27.3	32.4	24.6	28.7	26.3	53.6
煙の漏洩の完全防止が困難	29.0	26.8	28.9	32.6	45.4	49.9	50.3	41.7
顧客の禁煙が困難	30.3	30.4	34.6	24.3	29.3	22.5	28.7	24.0
喫煙室、喫煙スペースがない	25.6	28.5	22.3	18.4	16.3	6.1	10.4	9.3
喫煙室等の設置資金がない	13.6	15.2	11.2	11.2	7.3	2.4	1.9	5.2
施設上の制約で設備を設置できない	10.8	10.4	13.5	11.6	8.4	11.0	7.3	5.0
防止対策の取り組み方がわからない	2.5	2.4	2.6	1.4	4.5	3.0	4.3	0.2
その他	6.3	7.0	3.3	6.6	5.1	7.0	11.2	11.9

職場で受動喫煙がある割合は図表2-6のとおり、13年の47.7%以来15年には32.8%へと急減した。16年、17年はやや上昇したものの18年は28.9%に減少した。

受動喫煙で不快・体調悪くなるは17.2%

受動喫煙への反応は図表2-7のとおり、不快に感じる・体調が悪くなるが17.2%だった。

図表2-5 受動喫煙の状況と受動喫煙への反応

(労働者調査, 18年, %)

職場での受動喫煙の状況

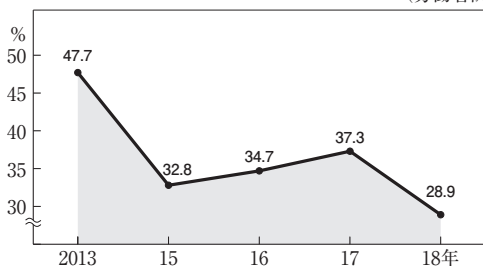
ある 28.9	ない 70.1
9.3	ときどき 19.6
ほとんど毎日	不明 0.1

職場で受動喫煙あり

不快に感じる 体調が悪くなる 43.2	ない 56.5
	不明 0.3

図表2-6 受動喫煙があるとする労働者の割合

(労働者調査)



図表2-7 職場での受動喫煙を不快に感じること・体調が悪くなることの有無

(労働者調査, 18年, %)

区 分	不快に感じる、 体調が悪くなる	不快、体調悪化の内訳	
		よくある	たまにある
計	17.2	3.4	13.8
20歳未満	34.0	2.9	31.1
20～	15.7	3.5	12.1
30～	18.4	3.8	14.6
40～	17.8	4.1	13.8
50～	16.7	2.7	14.0
60歳以上	14.7	2.2	12.5
男性	17.0	3.0	14.0
女性	17.5	3.9	13.6
喫煙する	8.3	0.2	8.1
喫煙しない	20.0	4.4	15.6
受動喫煙の頻度	ほとんど毎日	38.5	15.3
	ときどき	45.5	7.4
	ない	6.7	0.8
			5.9

3 治療と仕事の両立

両立取り組みありが55.8%

がん、糖尿病などの私傷病を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような措置・措置の整備に取り組んで居る事業所の割合は図表3-1のとおり

55.8%だった。規模が大きいほど実施率が高く500人以上1,000人未満では85.2%、1,000人以上では87.5%の高率を示した。

制度・措置に取り組んでいる事業所の取り組みの実施率は、通院・体調に合わせた配慮・措置の検討が最も多く、規模を問わず9割前後だった。次いで、年休以外の休暇制度、勤務制度等の整備が28.0%、相談窓口の明確化が23.1%で続いた。

産業保健スタッフの配置、対応手順の整理の実施率は全体では12.5%、100人未満では20%に満たなかったが、1,000人以上では59.6%にのぼった。

治療と仕事の両立支援への取り組みがない割合は41.7%だったが、500人以上1,000人未満では14.3%、1,000人以上では10.7%にとどまった。

両立支援の課題ありが76.1%

治療と仕事の両立支援に取り組んでいる事業所

のうち課題・困難を抱えている割合は図表3-2のとおり76.1%だった。

大規模事業所ほど課題・困難を訴える割合が高率だった。

課題・困難の内容で最も多かったのは、代替要員の確保で74.8%を占めた。上司や同僚の負担が49.3%で続いた。

このほか、就業制限期間の判断、復職可否の判断、復職後の適正配置の判断といった、現場での判断に関する項目が20%台で並んだ。

休職を繰り返す労働者への対応をあげた事業所も24.1%にのぼり、この割合は大規模事業所ほど高率だった。500人以上1,000人未満は51.0%、1,000人以上は57.4%にのぼった。

困難や課題と覚めることは特になくした事業所は23.4%だった。

図表3-1 がん、糖尿病等の私傷病を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取り組みの有無、取り組み内容の実施率 (事業所調査、18年、%)

区 分	計	10～	30～	50～	100～	300～	500～	1,000人以上
取り組みがある	55.8	51.7	61.5	65.8	74.7	74.1	85.2	87.5
通院・体調に合わせた配慮・措置の検討	90.5	91.2	88.5	89.2	91.3	87.3	89.0	92.1
相談窓口等の明確化	23.1	21.4	21.8	24.9	34.9	43.0	51.5	58.3
年休以外の休暇、勤務制度等の整備	28.0	25.6	29.9	30.8	37.4	51.9	50.0	51.7
産業保健スタッフの配置、手順の整理	12.5	10.2	11.9	15.4	24.2	37.5	43.3	59.6
研修等の意識啓発	12.3	11.4	12.2	12.4	18.3	28.5	20.8	31.1
上記以外の何らかの施策を実施	3.9	3.8	3.6	6.2	1.2	8.4	2.0	3.9
不明	0.1	0.0	0.6	0.1	—	—	—	—
取り組みはない	41.7	45.6	36.2	32.0	23.6	23.7	14.3	10.7
不明	2.5	2.7	2.3	2.2	1.8	2.2	0.5	1.8

注 取り組み内容の内訳は取り組みがある＝100の複数回答

図表3-2 がん・糖尿病等の私傷病を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取り組みの実施に関し困難や課題と覚めている内容の割合 (事業所調査、18年、%)

区分	計	10～	30～	50～	100～	300～	500～	1,000人以上
取り組みがある	55.8	51.7	61.5	65.8	74.7	74.1	85.2	87.5
治療と仕事の両立に課題・困難あり	76.1	73.4	76.9	84.2	84.8	82.0	85.5	88.5
代替要員の確保	74.8	76.2	68.6	79.1	71.6	68.2	60.1	60.1
上司や同僚の負担	49.3	50.4	44.9	49.2	47.4	57.6	60.6	60.4
主治医との連携	12.5	11.7	13.0	12.9	15.8	16.2	25.7	21.6
就業制限期間の判断	24.5	22.5	26.4	30.1	28.3	30.2	28.6	25.0
復職可否の判断	24.2	23.7	25.1	21.7	29.8	34.7	30.9	22.5
復職後の適正配置の判断	20.6	17.9	23.4	23.8	28.6	35.7	39.9	33.0
柔軟な勤務形態の整備	19.5	19.3	16.5	22.0	22.2	21.9	31.5	33.3
病状悪化や再発防止対策	20.4	18.5	20.3	21.6	32.3	25.3	37.5	28.1
休職を繰り返す労働者への対応	24.1	23.2	19.8	25.5	33.5	41.8	51.0	57.4
個人情報取り扱い	8.8	8.5	9.4	9.4	8.9	8.7	12.8	14.0
病気や治療に関する情報の入手	10.8	10.6	12.0	10.3	9.9	12.8	11.4	9.7
両立の重要性に関する意識啓発	8.3	8.8	6.4	6.5	9.9	10.1	15.5	20.0
社内の相談体制の確保	7.4	7.9	5.9	7.8	5.5	8.4	9.8	7.5
社外で相談・連携できる組織の活用	7.1	7.4	7.3	6.3	5.2	8.1	10.2	12.1
その他	0.8	0.6	0.8	2.2	0.5	0.4	2.2	2.1
困難なことや課題と覚めることは特になく	23.4	25.9	22.8	15.8	14.8	16.9	14.3	10.5

雇用者はどの生活面に満足しているか

— 満足度は生活全体75.2%、所得・収入53.8%、資産・貯蓄39.2% —

生活全体に満足している割合は雇用者では75.2%となり、5年連続7割を超えた。ただし、生活のどの面に満足しているかでは、所得・収入、耐久消費財満足は前年を上回ったが、その他の項目は横ばい、低下した。今後の生活が良くなっていくは11.4%にとどまった。調査は毎年6月に実施されている。

生活程度「中の中」は60.3%に微増

自分の生活程度が世間一般に対してどの程度か聞いたところ図1のとおり、総数では「中の中」程度が最も多く60.3%だった。前年から1.3ポイント増加した。

雇用者の生活程度の推移は図2のとおりだった。「中の中」程度が15年以降の58%台が、18年は59.0%に、19年は60.3%に増加した。「上+中の上」は13.9%に減少した。「中の下+下」は0.3ポイント増加して24.8%になった。

05年と19年を比べると、「中の中」は54.2%が60.3%に、「上+中の上」は9.6%が13.9%にそれぞれ増加、「中の下+下」は33.2%が24.8%に減少した。

生活全体に満足は75.2%

生活全体に対し「満足（満足+まあ満足の計、以下同じ）している」は、総数では73.8%、「不満（やや不満+不満の計、以下同じ）」は25.0%だった。「満足している」が70%を超えたのは前年（74.7%）に続き7年連続、「不満」は前年より

図1 自分の生活の程度 (19年)

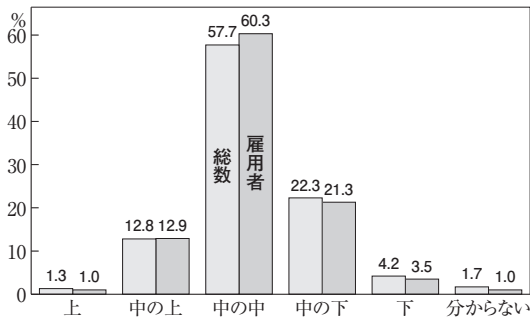


図2 自分の生活の程度の推移 (雇用者)

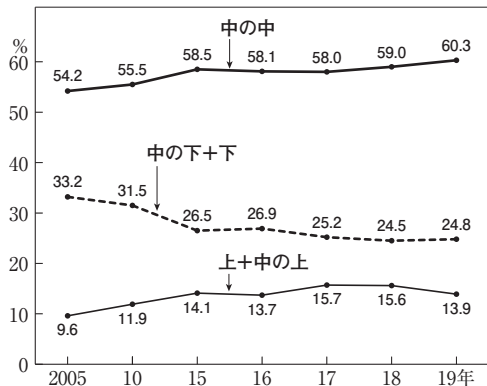


図3 生活全体に満足・不満の割合の推移 (雇用者)

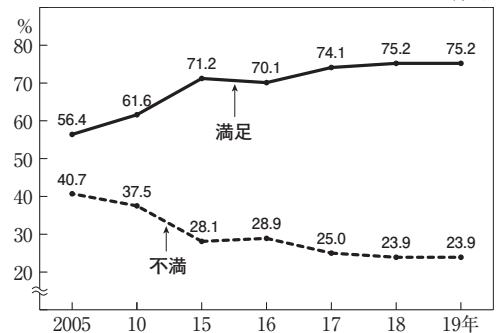
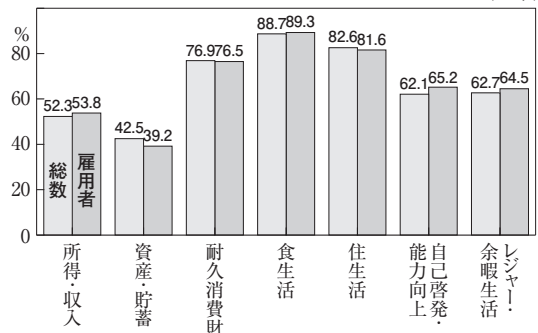


図4 現在の生活の各面に満足している割合 (19年)



0.7ポイント増加した。

雇用者では図3のとおり、19年は「満足している」が75.2%になり、5年連続で70%台だった。「不満」は23.9%で横ばいだった。

図5 現在の生活の各側面に満足している割合の推移 (雇用者)

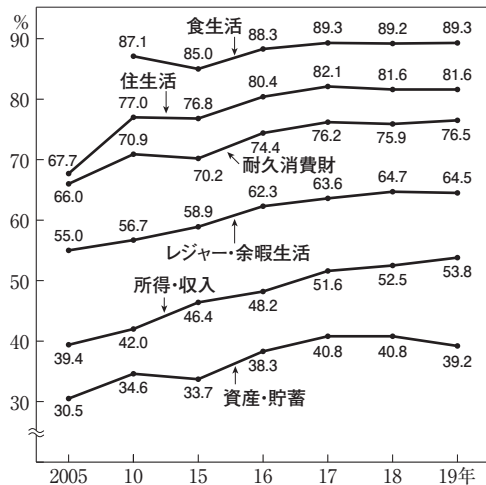


図6 所得・収入に満足している割合 (19年)

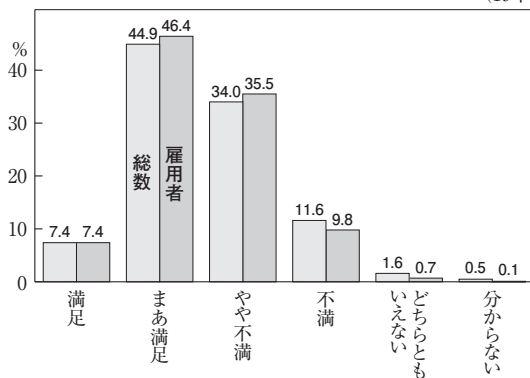
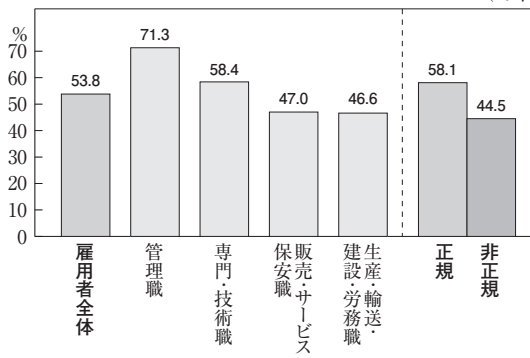


図7 所得・収入に満足している割合 (従業上の地位・職業別) (19年)



所得・収入、耐久消費財の満足度が上昇

「満足している」を各生活側面についてみると図4のとおりだった。

雇用者で「満足している」割合が最も高かったのは食生活の89.3%だった。次いで住生活の81.6%、耐久消費財の76.5%だった。

各側面とも総数と雇用者の間で「満足している」割合に大きな違いはなかったが、資産・貯蓄では雇用者が総数を3.3ポイント下回った。

雇用者の各生活側面の「満足している」割合の推移は図5のとおりで、05年から13年までは概ね増加傾向にあったが、15年は食生活、住生活が低下、その他は微増した。16年、17年は全項目で増加した。19年はレジャー・余暇生活、資産貯蓄が減少した。

収入、資産の満足度は低位

所得・収入に「満足している」割合は図6のとおり、雇用者は53.8%だった。

図8 資産・貯蓄に満足している割合 (19年)

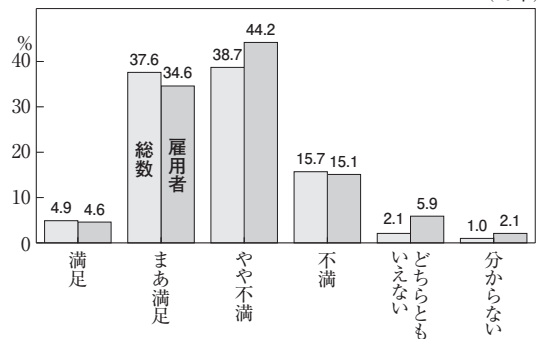
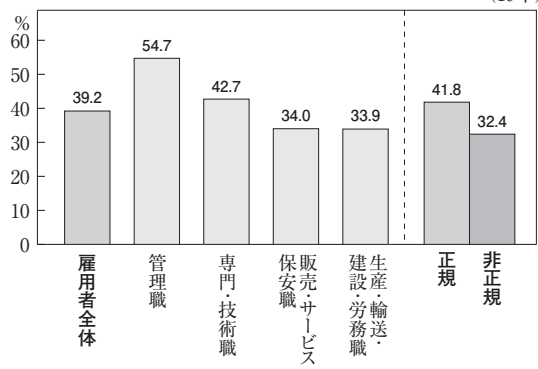


図9 資産・貯蓄に満足している割合 (従業上の地位・職業別) (19年)



雇用者の従業上の地位・職業別の状況は図7のとおりで、管理職は71.3%，専門・技術職は58.4%と雇用者全体（53.8%）を大きく上回ったが、販売・サービス・保安職、生産・輸送・建設・労務職は全体を下回っており、これが雇用者全体の「満足している」割合を引き下げた。

同様の傾向は資産・貯蓄においてもみられた。「満足している」は雇用者全体では図8のとおり39.2%だったが、管理職は図9のとおり54.7%，専門・技術職も42.7%と高かった。しかし、販売・サービス・保安職は34.0%，生産・輸送・建設・労務職は33.9%と低かったことにより、雇用者全体では39.2%にとどまった。

耐久消費財に満足は76.5%

自動車、電気製品、家具などの耐久消費財に「満足している」は図10のとおり、総数で76.8%，雇用者も76.5%で大差なかった。

従業上の地位・職業別の状況は図11のとおり

図10 耐久消費財に満足している割合 (19年)

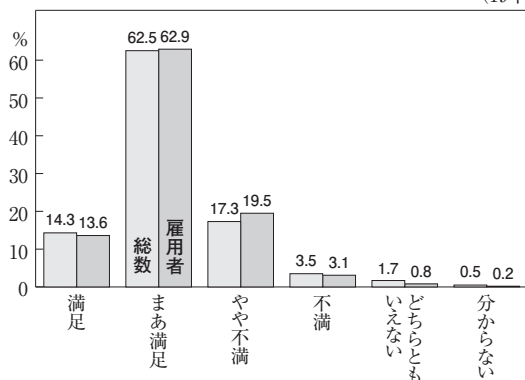
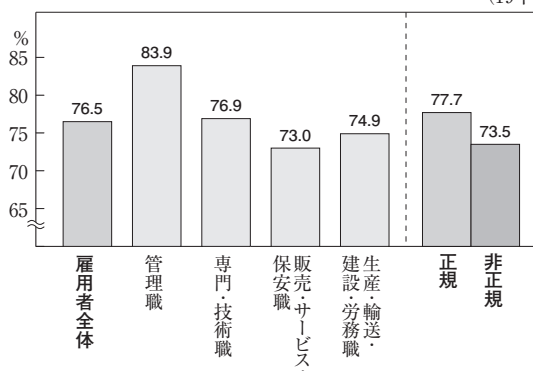


図11 耐久消費財に満足している割合（従業上の地位・職業別） (19年)



で、管理職は83.9%で雇用者全体を超えたが、専門技術職、販売・サービス・保安職、生産・輸送・建設・労務職は70%台だった。

住生活に満足は81.6%

住生活に「満足している」は図12のとおり、総数で82.6%，雇用者では81.6%だった。

従業上の地位・職業別の状況は図13のとおりで、販売・サービス・保安業（79.3%），生産・輸送・建設・労務職（80.0%）は雇用者全体を下回った。

住宅の形態別にみると図13のとおり、持ち家は85.8%の高率だったが、給与住宅は雇用者全体と概ね同水準、賃貸住宅は雇用者全体を下回った。住宅の形態で格差が生じていることがわかる。

住生活に「満足している」（総数）を時系列でみると、20年前の99年には70.0%だったが、09年77.2%，13年81.1%へと向上、14年、15年はやや低下したが16年以降は80%台で推移している。

自己啓発・能力向上に満足は65.2%

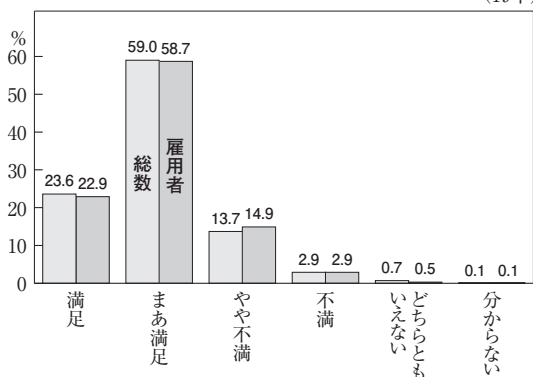
自己啓発・能力向上に「満足している」は図14のとおり、雇用者で65.2%だった。

従業上の地位・職業別の状況は図15のとおりで、生産・輸送・建設・労務職（62.1%）は雇用者全体を下回ったが、管理職（71.3%），専門・技術職（68.8%），販売・サービス・保安職（65.5%）は上回った。

レジャー・余暇生活に満足は64.5%

レジャー・余暇生活に満足しているは図16のとおり、雇用者で64.5%だった。

図12 住生活に満足している割合 (19年)



従業上の地位・職業別の状況は図17のとおり、専門・技術職、生産・輸送・建設・労務職は雇用者全体を下回った。

今後生活が良くなるは11.4%

今後の生活の見通しでは、「良くなっていく」は、総数が9.0%，雇用者が11.4%だった。

総数の見通しの推移をみると、「良くなっていく」は、09年から19年までに6.6%が9.0%へやや

増加で推移した。これに対し、「悪くなっていく」は同期間で32.3%が26.9%へ5.4ポイント減少した。

図18によって「良くなっていく」を雇用者についてみると、19年は11.4%だった。05年以降ほぼ横ばいだった。「悪くなっていく」は10年の26.4%が、15年は23.2%に減少、16年は23.3%、17年はさらに20.8%に減った。18年は21.0%だったが、19年は24.0%に増加した。

図13 住生活に満足している割合（従業上の地位・職業別・住宅の形態別）（19年）

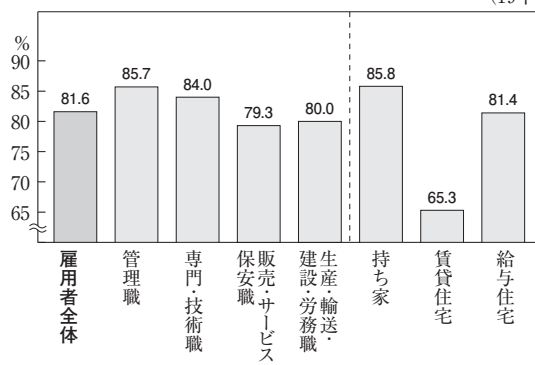


図16 レジャー・余暇生活に満足している割合（19年）

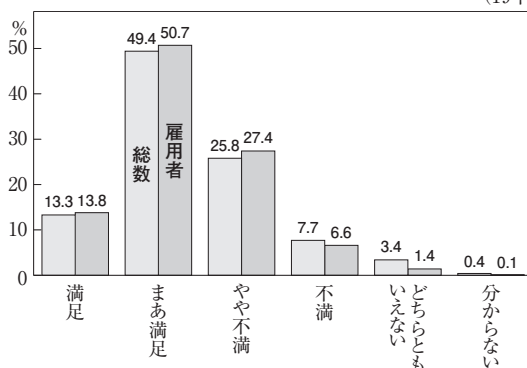


図14 自己啓発・能力向上に満足している割合（19年）

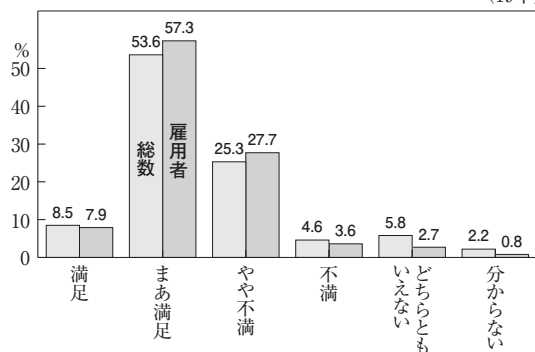


図17 レジャー・余暇生活に満足している割合（従業上の地位・職業別）（19年）

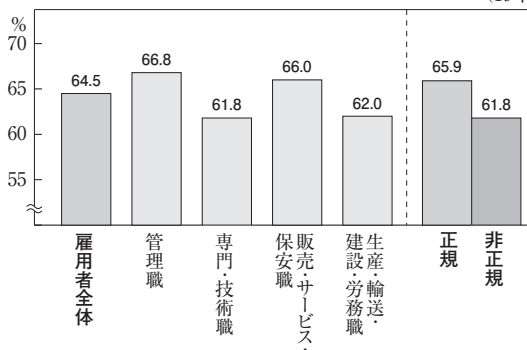


図15 自己啓発・能力向上に満足している割合（従業上の地位・職業別）（19年）

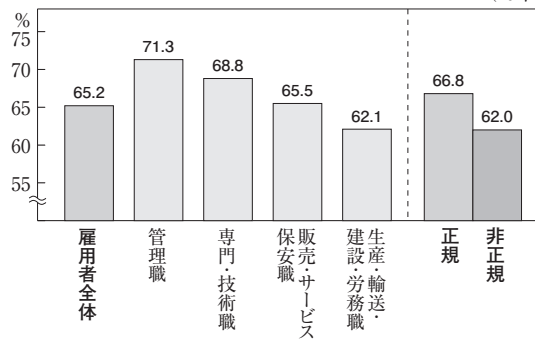
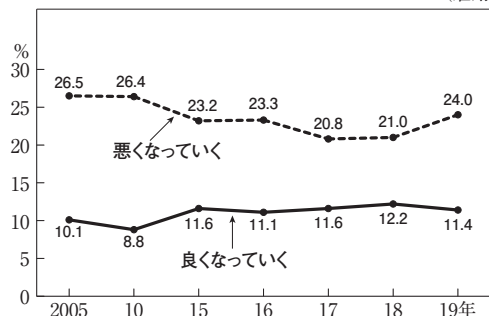


図18 今後の生活の見通し（雇用者）



2017年度の 社会保障費用

— 給付費は1.6%増の120.2兆円 —

国立社会保障・人口問題研究所は8月2日、2017年度の「社会保障費用統計」（旧社会保障給付費）を発表した。

施設整備費といった個人に帰着しない費用も含めたOECD基準による社会支出は124.2兆円（16年度122.2兆円）、1人当たり98.0万円（同96.3万円）、1世帯当たり242.5万円（同237.7万円）だった。

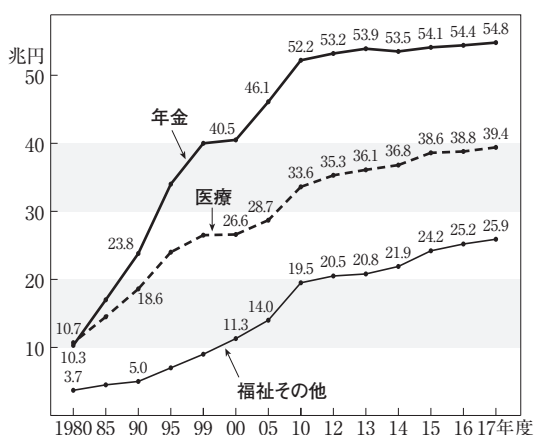
社会保障給付費は120.2兆円で、前年度（118.4兆円）に比べ1.6%増えた。国民1人当たりの給付費は94.9万円で、前年度（93.3万円）に比べ1.7%増えた。1世帯当たりは234.8万円で、前年度（230.3万円）より1.9%増えた。

社会支出を政策分野別にみると、高齢が45.9%で最も多く、次いで保健（33.7%）、家族（7.0%）、遺族（5.3%）、障害、業務災害、傷病（4.7%）、他の政策分野（1.6%）、失業（0.7%）、積極的労働市場政策（0.7%）、住宅（0.5%）の順だった。

社会保障給付費を機能別にみると、高齢が47.0%で最も大きく、次いで保健医療が31.4%、この2つの機能で78.4%を占めた。

社会保障給付費を分野別にみると、全体の内訳では年金が最も多く54.8兆円（構成割合45.6%）、

年金給付費は54.8兆円に増加



前年度より0.8%増加した。年金は14年度に統計を取り始めた64年度以降初めて減少したが、15年度以降は回復した。

介護や子育てなどの福祉その他は3.1%増の26.0兆円（同21.6%）になった。介護費が膨らんだほか、子育て世帯向けの給付費などが増えた。医療は1.5%増の39.4兆円（同32.8%）だった。

構成割合は前年度に比べ、年金は0.3ポイント減、医療は横ばい、福祉その他は0.3ポイント増だった。

社会保障給付費の国民所得比は29.75%と、前年度を0.52ポイント下回った。これは社会保障給付費の対前年度の伸び率（1.6%）が国民所得の対前年伸び率（3.3%）を下回ったことによる。

なお、17年度の社会保障財源の総額は141.6兆円（前年度136.5兆円）で、対前年度増加率は3.7%だった。項目別割合をみると、社会保険料が50.0%、公費負担（国庫負担と他の公費負担の合計）が35.3%、他の収入が14.7%だった。

社会保障給付費は120.2兆円

〈 〉は対国民所得比, () は構成比%

区 分	社 会 保 障 給 付 費				国 民 所 得 (億円)
	計 (億円)	医 療 (億円)	年 金 (億円)	福 祉 そ の 他 (億円)	
1980年度	247,736 〈12.15〉	107,598 (43.4)	103,330 (41.7)	36,808 (14.9)	2,038,787
85	356,798 〈13.69〉	143,595 (40.2)	167,193 (46.9)	46,009 (12.9)	2,605,599
90	474,153 〈13.67〉	186,254 (39.3)	237,772 (50.1)	50,128 (10.6)	3,468,929
95	649,842 〈17.17〉	246,608 (37.9)	330,614 (50.9)	72,619 (11.2)	3,784,796
00	783,985 〈20.31〉	266,049 (33.9)	405,367 (51.7)	112,570 (14.4)	3,859,685
05	888,529 〈22.94〉	287,444 (32.4)	461,194 (51.9)	139,890 (15.7)	3,873,699
10	1,053,646 〈29.11〉	336,439 (31.9)	522,286 (49.6)	194,921 (18.5)	3,618,953
13	1,107,796 〈29.60〉	360,713 (32.6)	538,799 (48.6)	208,284 (18.8)	3,742,271
14	1,121,734 〈29.56〉	367,767 (32.8)	535,104 (47.7)	218,863 (19.5)	3,794,509
15	1,168,403 〈29.96〉	385,605 (33.0)	540,929 (46.3)	241,869 (20.7)	3,900,253
16	1,184,089 〈30.27〉	388,128 (32.8)	543,800 (45.9)	252,162 (21.3)	3,911,856
17	1,202,443 〈29.75〉	394,195 (32.8)	548,349 (45.6)	259,898 (21.6)	4,041,977

住宅地価格と 木造建築費の指数

— 東京圏は12期連続で上昇 —

日本不動産研究所は、5月28日に全国223都市（約2,000地点）を対象とした19年3月末現在の市街地の住宅地価格指数と全国木造建築費指数を発表した。

住宅地価格の指数

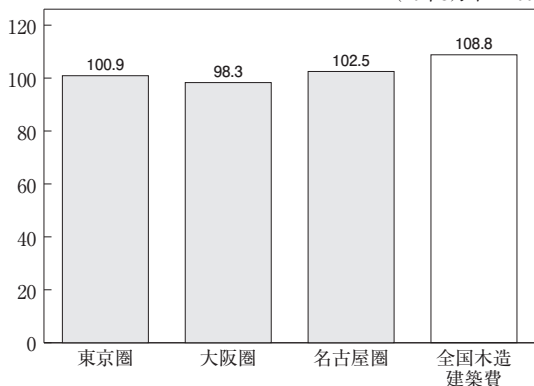
全国は0.5%上昇 変動率は94年3月末以降△1～3%台後半の水準で推移していたが、01年3月末以降下げ幅は拡大し、04年3月末、同年9月末は△6.0%台になった。その後、下げ幅は縮小傾向を示していたが、09年3月末以降11年9月末までは△3～△4%台となった。12年3月末以降下落幅は縮小、18年3月末はプラスに転じ、19年3月末は0.5%になった。10年3月末を100とする指数は90.3となった。

東京圏は0.9%上昇 下落幅は99年9月末には△6.6%だったが、その後は縮小に転じ、06年3月末は0.0%と30期ぶりにマイナスを脱し、08年3月末は4.0%上昇した。その後は再び下落に転じたが、13年9月末は0.1%となり、19年3月末は0.9%と12期連続の上昇となった。指数は100.9になった。19年3月末の東京圏各地の変動率は、区部1.6%、都下1.3%、神奈川△0.3%、埼玉県1.0%、千葉県1.2%だった。

大阪圏は0.3%上昇 03年9月末以降は△8%台と下降

住宅地価格と木造建築費の指数（19年3月末）

（10年3月末=100）



幅が拡大していたが、06年9月末には下げ止まり、08年3月末の3.0%まで上昇を示した。しかし、08年9月以降は13年9月末の△0.1%まで11期連続で下落した。14年3月末以降は上昇が続いており、19年3月末は0.3%上昇した。

名古屋圏は1.0%上昇 06年3月末以降は下落幅が小さくなり、同年9月末には△0.5%に、09年3月末からは8期連続で下落した。13年3月末以降は上昇に転じ、18年3月末は0.7%、19年3月末は1.0%上昇した。

6大都市圏を除く市街地は0.5%上昇 19年3月末の変動率は0.5%と上昇した。

木造建築費の指数

全国木造建築費指数の19年3月末の変動率は0.5%だった。指数は108.8になった。

00年から続く下落は13年に底を打ち一転して上昇、13年9月末から14年9月末にかけ2%近い大幅な伸びをみせ、15年9月末からは107台、18年3月末からは108台を示している。

住宅地価格指数と木造建築費指数の推移

（10年3月末=100）（対前期比と前年同期比は%）

区 分 (各月末)	全国・3大都市圏・3大都市圏内6大都市除く市街地の住宅地価格指数											全国木 造建築 費指数
	全 国 市 街 地			東 京 圏		大 阪 圏		名古屋圏		6大都市除く市街地		
	指 数	対前期比	前 年 同期比	指 数	前 年 同期比	指 数	前 年 同期比	指 数	前 年 同期比	指 数	前 年 同期比	
2011・9	95.2	△1.5	△3.2	98.1	△1.2	97.3	△1.5	99.3	△0.4	95.0	△3.2	99.6
12・3	93.8	△1.4	△2.9	97.7	△1.0	96.8	△1.1	99.2	△0.3	93.6	△2.9	99.6
・9	92.6	△1.2	△2.6	97.3	△0.8	96.5	△0.8	99.2	△0.2	92.6	△2.7	99.6
13・3	91.7	△1.0	△2.2	97.1	△0.5	96.4	△0.5	99.3	0.1	91.7	△2.2	100.0
9	91.1	△0.7	△1.7	97.3	0.1	96.4	△0.1	99.6	0.5	90.9	△1.7	101.5
14・3	90.6	△0.5	△1.2	97.8	0.6	96.7	0.3	99.9	0.5	90.5	△1.2	103.6
9	90.3	△0.3	△0.8	98.1	0.8	97.0	0.6	99.9	0.3	90.2	△0.8	105.5
15・3	90.0	△0.3	△0.6	98.4	0.7	97.1	0.4	100.0	0.1	89.8	△0.7	106.8
9	89.8	△0.2	△0.5	98.7	0.7	97.3	0.3	100.1	0.2	89.7	△0.6	107.2
16・3	89.7	△0.1	△0.4	99.0	0.3	97.3	0.2	100.4	0.2	89.5	△0.2	107.3
・9	89.7	△0.1	△0.2	99.2	0.4	97.6	0.3	100.7	0.5	89.4	△0.3	107.6
17・3	89.6	△0.1	△0.2	99.4	0.4	97.7	0.3	100.8	0.4	89.4	△0.2	107.8
・9	89.6	0.0	△0.1	99.6	0.5	97.8	0.2	101.2	0.5	89.2	△0.1	107.9
18・3	89.8	0.2	0.1	100.1	0.6	98.1	0.3	101.6	0.7	89.4	0.1	108.2
・9	90.0	0.2	0.4	100.5	0.7	98.2	0.3	102.0	0.8	89.6	0.3	108.6
19・3	90.3	0.3	0.5	100.9	0.9	98.3	0.3	102.5	1.0	89.9	0.5	108.8

2018年度 住宅金融支援機構

フラット35 利用者の平均像

— 実績戸数は12.1%の大幅減に —

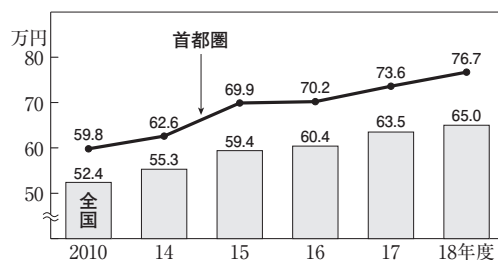
フラット35の18年度の実績戸数は7万6,972戸（前年度比12.1%減）、金額も2.2兆円（同9.6%減）に減少した。

住宅金融支援機構の「フラット35利用者調査」の18年度の主要指標は下表のとおり。

注文住宅 土地取得を含まない注文住宅の建築価額は平均3,390万円（同1.1%増）、26.7万円/㎡。返済負担率は20.3%だった。

土地付注文住宅 建築・土地費用は平均4,113万円（同1.8%増）、36.7万円/㎡。返済負担率は23.7%、同25%以上の世帯は44.4%だった。

マンションの1㎡当たり購入価額



建売住宅 購入価額は平均3,442万円（3.1%増）、34.1万円/㎡。返済負担率は22.7%、同25%以上の世帯は39.2%だった。

マンション 購入価額は平均4,437万円（同2.0%増）、65.0万円/㎡だった。返済負担率は21.7%だった。

中古戸建て 購入価額は平均2,473万円（同3.3%増）、返済負担率は19.2%だった。

中古マンション 購入価額は平均2,983万円（同4.9%増）、返済負担率は19.8%だった。

18年度のフラット35利用者の主要指標

(18年度)

区 分		注文住宅	土地付注文住宅	建売住宅	マンション	中古戸建て	中古マンション
社会的属性	年齢（歳）	42.7	37.5	39.1	42.4	42.2	40.9
	家族数（人）	3.7	3.3	3.2	2.5	3.2	2.4
	世帯年収（万円）	592.8	611.3	554.5	767.4	503.0	585.5
住 宅	住宅面積（㎡）	126.8	112.2	100.8	68.3	111.7	65.9
	首都圏	125.3	106.2	97.4	64.4	103.3	62.9
	近畿圏	127.5	111.0	102.3	70.7	109.3	70.9
の	敷地面積（㎡，中央値）	249.7	198.4	130.2		156.3	
	首都圏	171.3	139.2	112.0		118.7	
	近畿圏	195.3	151.0	119.9		115.3	
概 要	年取倍率（倍）	6.5	7.2	6.7	6.9	5.3	5.7
	建設・購入価額（万円）	3,390（3,354）	4,113（4,039）	3,442（3,337）	4,437（4,348）	2,473（2,393）	2,983（2,845）
	首都圏	3,688	4,775	3,834	4,941	2,991	3,235
資金調達内訳	近畿圏	3,490	4,227	3,259	4,107	2,198	2,478
	東海圏	3,454	4,107	2,976	4,017	2,132	2,023
	その他地域	3,225	3,762	2,794	3,466	2,019	2,256
返済関係	手持金（万円）	637	447	293	714	203.0	311
	機構買取金（万円）	2,677	3,497	2,945	3,544	2,132	2,523
	機構買取金以外（万円）	81.3	169	204.5	179	138	149
調査件数（件）	予定返済月額（千円）	91.5	113.3	98.6	121.7	74.6	87.2
	返済負担率（％）	20.3％（19.9）	23.7％（23.1）	22.7％（21.8）	21.7％（21.3）	19.2％（18.1）	19.8％（18.7）
	25％以上の割合	26.6（24.3）	44.4（40.4）	39.2（32.5）	36.9（35.6）	22.3（17.4）	27.3（22.2）
調査件数（件）		11,792	22,655	17,001	7,849	7,248	11,135

注 建設・購入価格のうち土地付注文住宅には土地取得費を含む、（ ）内は17年度

消費者物価指数

(全国 7月分)

(15年=100) (資料出所 総務省統計局)

区分	年 月	総 合	食 料	住 居	光熱・ 水 道	家 具・ 家事用品	被服及び 履 物	保 健 医 療	交 通 通 信	教 育	教 養 娛 楽	諸雑費
月 別 指 数	2018年平均	101.3	103.9	99.6	99.0	98.0	102.2	103.3	99.6	102.7	102.1	101.4
	2018年 7月	101.0	103.0	99.6	99.1	97.6	100.5	103.3	100.0	102.7	101.5	101.1
	8	101.6	104.2	99.6	99.3	97.3	99.1	104.1	100.1	102.7	104.2	101.2
	9	101.7	104.7	99.6	99.8	97.2	103.7	104.1	99.8	102.8	102.3	101.2
	10	102.0	104.6	99.6	100.6	98.1	104.2	104.0	100.3	102.8	103.3	102.0
	11	101.8	103.8	99.6	101.2	98.4	104.5	103.9	100.0	102.8	102.8	102.1
	12	101.5	103.2	99.6	101.3	98.9	103.3	103.9	99.1	102.8	102.8	102.0
	2019年 1月	101.5	104.3	99.6	101.6	98.9	99.6	103.7	98.8	102.8	102.2	102.1
	2	101.5	103.8	99.6	102.1	99.3	99.7	103.7	98.8	102.8	102.9	102.0
	3	101.5	103.5	99.6	102.3	99.0	101.5	103.8	99.2	102.8	102.4	102.2
	4	101.8	103.5	99.7	102.0	99.7	103.6	103.9	99.1	103.4	103.7	102.3
	5	101.8	103.6	99.7	101.9	100.4	103.4	103.8	99.2	103.4	103.1	102.3
	6	101.6	103.9	99.7	101.4	99.7	103.0	103.8	98.3	103.4	103.2	102.1
	7	101.6	104.0	99.8	101.1	99.3	100.9	103.9	98.8	103.4	102.7	102.1
対前年同月 比上年昇率 (%)	2018年 7月	0.9	1.4	-0.1	3.1	-1.1	0.3	2.0	1.5	0.5	0.6	0.3
	8	1.3	2.1	-0.1	3.4	-1.1	-0.1	1.1	2.0	0.5	1.6	0.0
	9	1.2	1.8	-0.1	3.7	-1.0	0.1	1.0	2.1	0.5	1.0	0.2
	10	1.4	2.4	-0.2	4.4	-1.0	0.1	1.1	1.9	0.5	1.4	0.8
	11	0.8	0.5	-0.1	5.0	-0.7	0.1	1.2	1.2	0.5	1.0	0.9
	12	0.3	-1.1	-0.1	5.0	0.1	0.1	1.3	-0.1	0.5	0.9	0.8
	2019年 1月	0.2	-1.5	-0.1	5.2	-0.1	0.2	1.3	-0.2	0.5	1.5	0.9
	2	0.2	-1.4	0.0	5.3	0.8	0.0	1.2	-0.6	0.4	1.4	0.9
	3	0.5	-0.3	0.0	5.1	1.5	0.1	1.3	-0.3	0.5	0.9	1.0
	4	0.9	0.7	0.1	4.4	1.6	0.1	0.9	-0.2	0.5	2.0	1.1
	5	0.7	0.8	0.1	3.2	2.6	0.0	0.7	-0.4	0.6	1.3	1.0
	6	0.7	1.4	0.1	2.2	1.8	0.0	0.6	-1.3	0.6	1.5	0.9
	7	0.5	0.9	0.2	2.0	1.7	0.4	0.6	-1.2	0.7	1.1	1.0

(東京都区部 8月分)

(15年=100)

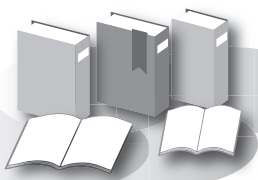
区分	年 月	総 合	食 料	住 居	光熱・ 水 道	家 具・ 家事用品	被服及び 履 物	保 健 医 療	交 通 通 信	教 育	教 養 娛 楽	諸雑費
月 別 指 数	2018年平均	100.9	103.4	99.4	94.9	99.4	101.7	103.4	98.8	101.7	103.2	101.1
	2018年 8月	101.3	103.7	99.4	95.4	98.2	99.3	104.2	99.6	101.9	105.8	100.9
	9	101.4	104.3	99.5	96.0	98.7	104.2	104.0	98.7	101.9	103.3	101.0
	10	101.7	104.2	99.6	96.7	100.2	104.2	104.1	98.9	101.9	104.7	101.7
	11	101.4	103.1	99.6	97.3	100.7	104.5	104.0	98.7	101.9	104.2	101.8
	12	101.2	102.7	99.6	97.9	99.9	102.8	103.9	98.3	101.9	104.7	101.7
	2019年 1月	101.3	104.0	99.6	98.7	100.0	99.0	103.9	98.1	101.9	103.3	101.5
	2	101.4	103.5	99.7	99.5	101.1	100.1	103.8	98.1	101.9	104.3	101.5
	3	101.4	103.1	99.8	99.8	101.1	101.9	103.9	98.6	102.0	103.3	101.9
	4	101.8	103.3	99.8	99.4	102.1	103.7	104.1	98.2	102.7	105.6	102.2
	5	101.6	103.4	99.8	98.9	102.0	103.6	104.3	98.2	102.6	104.4	101.9
	6	101.6	103.8	99.9	98.3	102.0	102.9	104.0	97.2	102.6	104.5	101.9
	7	101.5	103.9	99.9	97.7	101.9	100.8	104.2	98.2	102.6	103.7	102.0
	8	101.9	104.1	99.8	97.0	101.6	100.4	104.1	98.7	102.6	107.1	102.2
対前年同月 比上年昇率 (%)	2018年 8月	1.2	2.3	0.2	3.2	-1.4	0.6	1.3	0.8	0.8	2.1	0.2
	9	1.2	2.1	0.3	3.6	-1.1	1.8	1.1	0.7	0.8	1.4	0.6
	10	1.5	2.9	0.3	4.4	-1.0	1.0	1.3	0.4	0.8	1.8	1.0
	11	0.8	0.4	0.3	5.4	-0.2	0.9	1.3	0.0	0.8	1.6	0.8
	12	0.4	-1.3	0.4	6.1	-1.1	0.4	1.2	-0.7	0.8	1.7	0.9
	2019年 1月	0.5	-1.5	0.5	7.1	-0.4	0.9	1.2	-0.6	0.8	2.4	0.8
	2	0.6	-1.3	0.5	7.8	0.9	1.1	1.2	-0.6	0.8	2.1	0.6
	3	0.9	-0.1	0.5	7.6	2.4	0.6	1.3	-0.6	1.0	1.1	0.9
	4	1.3	1.3	0.5	6.4	3.2	1.0	0.8	-0.5	0.7	2.6	0.9
	5	1.1	1.3	0.6	4.7	3.7	1.0	1.0	-0.7	0.7	1.4	0.9
	6	1.1	1.8	0.7	3.6	2.4	0.8	0.6	-1.4	0.7	1.6	1.0
	7	0.9	1.2	0.4	2.8	2.6	1.2	0.8	-1.1	0.7	1.4	1.2
	8	0.6	0.3	0.4	1.7	3.4	1.2	-0.1	-0.9	0.7	1.3	1.3

消費者物価指数(中分類)

全国(7月分)

(15年=100)

費目	2017年 平均	18年平均	2018年	2019年		前月比(%)	前年 同月比(%)
			7月	6月	7月		
総食料	100.4	101.3	101.0	101.6	101.6	- 0.1	0.5
穀類	102.4	103.9	103.0	103.9	104.0	0.1	0.9
魚介類	103.2	104.9	104.9	106.0	106.2	0.2	1.2
生鮮魚介類	107.1	110.6	109.8	111.2	111.5	0.3	1.5
肉類	108.5	111.4	110.1	110.1	110.3	0.2	0.2
乳・卵・海産物	103.0	103.4	103.1	104.2	104.5	0.2	1.3
野菜・果物	99.7	101.9	102.5	104.6	104.8	0.1	2.2
生鮮野菜	101.7	106.4	100.1	97.5	98.2	0.7	- 1.9
生鮮果物	100.8	105.8	96.2	92.0	93.1	1.1	- 3.3
油脂・調味料	105.8	109.0	107.5	113.9	110.5	- 3.0	2.7
菓子・飲料	105.9	109.2	107.6	114.2	110.5	- 3.2	2.7
調理食料	101.0	101.0	101.0	101.2	101.3	0.1	0.3
酒類	103.1	103.1	103.0	104.9	105.9	1.0	2.8
外食	101.7	102.3	102.2	103.1	103.0	- 0.1	0.8
居住費	100.6	100.5	100.1	100.7	100.6	- 0.1	0.5
家賃	102.7	103.1	102.9	102.1	101.9	- 0.2	- 0.9
設備・修繕・維持費	101.1	102.0	102.1	103.0	103.0	0.0	0.9
水道・電気・ガス・熱供給・冷暖房費	99.7	99.6	99.6	99.7	99.8	0.0	0.2
光熱費	99.4	99.2	99.2	99.2	99.2	0.0	0.0
水道料	101.5	101.7	101.7	102.8	103.1	0.3	1.4
電気料	95.2	99.0	99.1	101.4	101.1	- 0.4	2.0
ガス料	95.0	99.3	99.2	102.3	101.9	- 0.3	2.7
冷暖房費	90.2	93.1	93.1	96.5	95.9	- 0.6	3.0
その他	96.3	113.2	114.6	114.3	113.4	- 0.8	- 1.1
家具・家事用品	100.9	101.4	101.6	101.8	101.8	0.0	0.2
家具	99.1	98.0	97.6	99.7	99.3	- 0.4	1.7
家庭用耐用品	96.1	93.8	93.1	98.3	96.7	- 1.7	3.8
室内装飾品	92.9	91.0	89.5	91.5	91.9	0.4	2.7
寝具	102.0	101.5	101.4	102.6	102.3	- 0.3	0.9
家事雑貨	106.1	105.8	105.8	105.0	105.0	0.0	- 0.8
家事用品	97.9	97.4	97.0	98.2	98.7	0.5	1.8
家事消費品	100.1	100.1	100.1	101.1	101.1	0.0	1.0
被服及び履物	102.0	102.2	100.5	103.0	100.9	- 2.0	0.4
衣服	101.7	101.6	99.0	101.8	99.1	- 2.7	0.1
和服	100.2	99.9	100.0	100.3	101.0	0.8	1.1
洋服	101.7	101.7	99.0	101.9	99.1	- 2.8	0.1
シャツ・セーター・下着	101.4	101.6	99.8	103.0	100.0	- 2.9	0.2
シャツ・セーター	100.6	100.7	98.4	102.7	98.4	- 4.2	0.0
下着	103.4	103.7	103.4	103.9	104.0	0.2	0.6
履物	105.2	105.4	105.0	106.3	106.2	- 0.1	1.2
他の被服	100.8	101.0	100.4	101.6	100.7	- 0.9	0.3
被服関連サービス	101.6	102.9	103.1	104.8	104.9	0.1	1.7
保健医療費	101.8	103.3	103.3	103.8	103.9	0.1	0.6
医薬品・健康保持用医薬品	99.7	99.5	99.8	99.0	99.3	0.3	- 0.5
保健医療用品・器具	101.3	101.5	101.8	102.2	102.0	- 0.2	0.3
保健医療サービス	103.0	105.9	105.5	106.8	106.8	0.0	1.3
交通・通信	98.3	99.6	100.0	98.3	98.8	0.5	- 1.2
交通費	99.8	100.0	101.0	99.3	101.0	1.7	0.0
自動車等関係	99.4	102.5	103.2	102.7	102.3	- 0.4	- 0.8
通信費	95.3	93.7	93.1	88.7	90.4	1.9	- 2.9
教育	102.2	102.7	102.7	103.4	103.4	0.0	0.7
授業料	102.4	102.7	102.8	103.4	103.4	0.0	0.6
教科書・学習参考書	101.0	101.0	101.0	101.2	101.2	0.0	0.2
補習・習い事	101.8	102.6	102.7	103.7	103.7	0.0	1.0
娯楽	101.3	102.1	101.5	103.2	102.7	- 0.5	1.1
娯楽用品	98.0	96.3	93.9	95.7	94.8	- 0.9	1.0
養育費	100.8	100.7	100.1	101.1	100.8	- 0.2	0.8
書籍・他の印刷物	100.8	101.7	101.6	104.4	104.4	0.0	2.7
娯楽サービス	102.0	103.4	102.8	104.4	103.8	- 0.6	0.9
雑費	100.9	101.4	101.1	102.1	102.1	0.0	1.0
美容サービス	100.4	100.7	100.7	101.0	101.0	0.1	0.3
美容用品	99.4	99.3	99.3	98.7	98.6	- 0.1	- 0.7
身の回り用品	101.8	102.4	102.1	104.1	103.8	- 0.2	1.7
たばこ	102.3	105.4	103.5	111.6	111.6	0.0	7.8
他の雑費	101.8	102.1	101.9	102.6	102.6	0.0	0.7



私傷病休業補償への支援

～複数の補償制度の組み合わせ～

千葉商科大学会計大学院会計ファイナンス研究科教授
(株)ベネフィット・ワン ヒューマンキャピタル研究所所長

可児俊信

第9回のポイント

1. 休業補償は、公的補償制度、事業主による補償、自助努力による補償支援を組み合わせることで総合的に補償する。
2. 事業主による補償は、保険を活用する方法と共済会を活用する方法がある。

補償制度の組み合わせ

労働災害以外の私傷病での休業では、傷病の治癒自体への不安と復職時期や可能性への不安に加えて、休業時の収入減に対する不安も重なることから、普段から安心して仕事に専念できる仕組みとして私傷病休業への休業補償支援制度が求められる。

休業補償支援は複数制度の組み合わせで実現される。まず1階部分として健康保険・共済組合の傷病手当金が支給される。支給額を上乗せする傷病手当金付加金（傷病手当付加金ともいう）、支給期間を延長する延長傷病手当金付加金（延長傷病手当付加金ともいう）を支給する保険者もある（図表1）。

2階部分として、事業主が保険契約者となる損害保険・生命保険から休業補償金として保険金が支給される制度を置くことができる。または共済会・職員互助会からの休業補償給付もある。この

支給額は傷病手当金支給額・付加全額に連動するのが一般的である。

3階部分として、保険料を従業員・職員が負担する長期障害所得補償保険に加入して、さらに休業補償額を増やすこともできる。

傷病手当金の付加給付

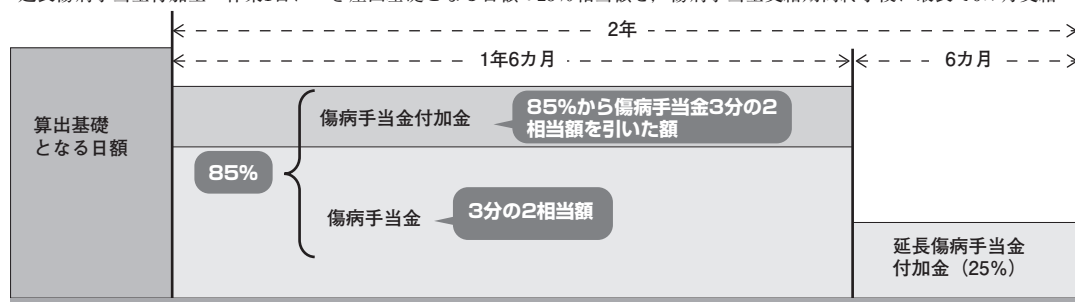
傷病手当金に上乗せして、傷病手当金付加金を支給している健康保険組合は全体の38.1%に過ぎず、6割以上は付加給付を支給していない。支給率（休業前の月額報酬に対する補償割合）の内訳は図表2で、傷病手当金と付加金を合計している。付加給付を支給している場合は、80%または85%まで支給していることが分かる。

休業後1年6カ月経過しても治癒せず傷病手当金が打ち切られた後、延長傷病手当金付加金を支給している健康保険組合はさらに少なく全体の17%に過ぎない。支給する場合は、傷病手当金の支給率相当を支給しているところが多い（図表3）。支

図表1

傷病手当金の付加給付の例

傷病手当金付加金…休業1日につき産出基礎となる日額の85%から傷病手当金3分の2相当額を引いた額をさらに支給
延長傷病手当金付加金…休業1日につき産出基礎となる日額の25%相当額を、傷病手当金支給期間終了後に最長で6カ月支給



▲
会社を休んで
4日目から支給

▲
途中退職になっても在職中に被保険者期間が1年以上ある場合
引き続き傷病手当金（3分の2相当額）が支払われます。
（付加給付は行われません）

出所 A健康保険組合のHPから著者作成

給期間は傷病手当金打ち切り後から、6カ月、1年、1年6カ月のいずれが多い。

保険者は高齢者への医療費負担増を主な原因として財政が悪化しており、付加給付が難しくなっており、事業主による何らかの支援が求められる。

2階部分は事業主からの補償

休業している従業員に対して事業主が休業補償手当を支給すると事業主から報酬があったとみなされて、傷病手当金が支給されないか減額支給されることがある。

事業主として休業補償支援を行なうには、損害保険・生命保険を活用して保険給付として支給する方法がある。

もう一つは、事業主が従業員と共同で共済会を設立し、給付補償給付を支給する方法である。この場合、共済会は事業主とは独立していなければならない。

保険を活用した休業補償

規程例1は長期障害所得補償保険（GLTD）を活用して休業補償支援する例である。

第3条で、補償期間が定められており、免責期間経過後は最短3年最長60歳まで補償するとなっている。ただし、精神障害による休業では最長2年としており、休業事由によって補償期間を異ならせている。

支給率は、傷病手当金と合計して3年間は70%としている。3年経過後は30%となり、最長で60歳まで補償される。補償の手厚さだけでなく補償の長さ重点を置いた規程といえる。

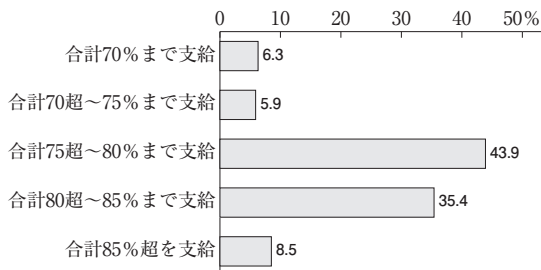
この規程はGLTDの保険約款を踏まえているため、かなり詳細にわたり定義されており、さらに不明点は保険約款または協定書に従うものとされている。よって、規程には詳細を定めず、保険約款や協定書に詳細をゆだねる規程も多い。

活用できる保険としては、GLTD以外に団体就業不能保障保険があり、傷病による就業不能時に、毎月就業不能給付金が支給される。喪失した所得に応じた補てん的な性格ではなく、契約で定められた定額の就業不能給付金が支給される。

共済会を活用した休業補償

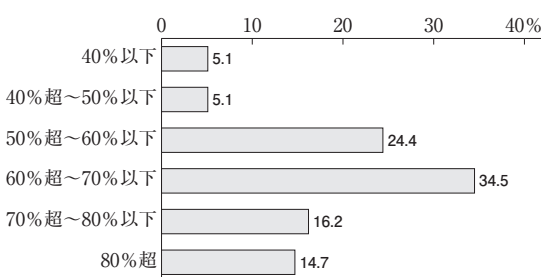
共済会から休業補償給付金を支給する支援方法

図表2 傷病手当金付与金の支給率（法定支給額である2/3と合算）



出所 「健康保険組合連合会」付加給付調査（2016）から著者作成。図表3も同じ

図表3 延長傷病手当金付加金の支給率



もある。共済会を活用するのは、保険者からの付加給付がない場合が多いが、共済組合では付加給付に加えて職員互助会からさらに支給される事例も多い。

規程例2は共済会からの休業補償給付であり、休業補償給付を独立した給付規程としている例である。この共済会は加入資格が健康保険組合の被保険者であり、第2条でも支給対象者は被保険者としている。

第3条での支給率は、傷病手当金と合計して80%としている。第6条で支給期間は1年6カ月としており、傷病手当金終了後は支給されない。

休業補償給付は支給事務が煩雑であることから、3カ月まとめて支給したり、医師の診断書は3カ月ごとに提出することとしている。

事務負担を軽減するために、共済会が保険を契約し、共済給付の一環として給付することもある。

規程例3は、共済会の給付規程の一部に休業補償給付を規定している例である。休業31日までは傷病手当金等と合計して基準賃金の80%までを支給するが、それ以降は100%支給としており、より長期の休業補償に重点を置いていることが分かる。

以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、当該被保険者が加入日前12カ月以内に、医師等の治療、診察、診断を受け、もしくは治療のため服薬をしていたとき、または通常は医師の診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金を支払わないものとする。

（就業障害の告知、保険金請求の手続き）

第6条 本制度の適用を受けようとする者は、就業障害が開始した日から30日以内に身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等の詳細を部門長、人事統括部長経由で保険会社に通知する。

2. 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合には、保険会社の指定する保険金請求書に必要書類を添えて保険会社に提出する。

（支給方法）

第7条 保険金は、保険会社より支払われる。

（管理運営・改廃）

第8条 本制度の管理運営は人事統括部が行なう。

2. 本制度の改廃は、必要に応じて人事統括部が行なう。

（その他）

第9条 本制度の詳細は、団体長期障害所得補償保険普通保険約款ならびに協定書による。

（給付の方法）

第4条 給付金の支給は本人からの申請および健保からの傷病手当金支給確認後の翌月20日から3カ月毎に、本人指定の金融機関に振り込むものとする。なお、最終支給日が月の途中になる場合は給付相当日数額を支給する。ただし、振込手数料は本人負担とする。

（受給申請）

第5条 受給資格者は、所定の支給申請書に医師の診断書（写しでも可）を添えて、3ヶ月毎に事務局に申請するものとする。

（受給期間）

第6条 この規程による受給期間は1年6カ月以内とする。

（資格喪失）

第7条 次の各号の一つに該当する場合は、受給資格を喪失するものとする。

- 1) 休職の理由が消滅したとき
- 2) 健保による傷病手当金の支給が満了したとき
- 3) 死亡したとき
- 4) 受給の正当な理由が失われたとき
- 5) 何らかの理由で健保による傷病手当金の支給が打ち切られたとき

（その他）

第8条 この規程の定めがない例外的な事項については理事会で決定する。

規程例2 共済会での規程例

（目的）

第1条 この規程は、会員がケガや病気により長期にわたって休職する場合に、見舞金を給付することによって、会員およびその家族の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

（受給資格）

第2条 この規程による受給資格者は、〇〇健康保険組合（以下「健保」という）の傷病手当金の支給を受ける者とする。

（給付金額）

第3条 この規程による給付金額は、健保の標準報酬日額の80%から、健保からの傷病手当金支給額を差し引いた金額とする。

《共済会特別傷病見舞金支給日額＝（健保標準報酬日額×0.8）－健保傷病手当金支給日額》

規程例3 共済会給付規程内で規定する例

（傷病見舞金）

第27条 組合員が傷病のため休業し、健康保険法による傷病手当金を受けるときは、その期間中次の各号により見舞金を給付する。

- （1）休業31日未満 1日につき基準賃金の日額相当額の100分の80に相当する額から健康保険法による傷病手当金および公的年金日額相当額を控除した額
 - （2）休業31日以上 1日につき基準賃金の日額相当額から健康保険法による傷病手当金および公的年金日額相当額を控除した額
- 2 第1項の定めにかかわらず、就業規則第13条の適用を受ける場合はその期間中1日につき基準賃金の日額相当額と就業規則第13条に定める補償費日額との差額を給付する。